

第五十五回国
参議院建設委員会會議録第二十四号

昭和四十二年七月十八日(火曜日)

午前十一時二十三分開会

委員の異動

七月十四日

辭任

伊藤 五郎君
横井 太郎君
向井 長年君

補欠選任

松平 勇雄君
栗原 祐幸君
中沢伊登子君

七月十七日

辭任

中沢伊登子君

補欠選任

向井 長年君

七月十八日

辭任

瀬谷 英行君

補欠選任

中村 英男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

建設大臣 西村 英一君
近畿圈整備本部 上田 稔君
中部圈開発整備本部 国宗 正義君
厚生省国立公園局長 大崎 康君
建設省計画局長 志村 清一君
建設省都市局長 竹内 藤男君
建設省河川局長 古賀雷四郎君
建設省道路局長 菱輪健二郎君
建設省住宅局長 三橋 信一君

事務局側 常任委員会専門員 中島 博君
説明員 厚生省社会局施設課長 飯原 久弥君
自治省財政局地方債課長 山本 成美君

本日の會議に付した案件
○都市再開発法案(内閣提出)
○近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○派遣委員の報告
○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(建設資材労務対策に関する件)

○委員長(藤田進君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたします。

去る十四日、伊藤五郎君及び横井太郎君が委員を辭任され、その補欠として松平勇雄君及び栗原祐幸君が選任されました。

○委員長(藤田進君) まず、都市再開発法案を議題といたします。
政府から提案理由の説明を聴取いたします。西村建設大臣。

○國務大臣(西村英一君) ただいま議題となりました都市再開発法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。
最近における都市への人口の集中による過密化と不合理な土地利用によりまして、都市機能は低下し、都市環境はますます悪化しつつあります。これが対処いたすためには、工場の分散、流通業務地の再配置、都市施設の整備等の諸施策を講ずる必要があることはもとよりであります。現下の状況は、既存の法制度の活用では十分であり、この際新たに市街地内における再開発を強力かつ効率的に推進するための制度を確立することがぜひとも必要となつてきた次第であります。

現在、都市の再開発に関する法制としては、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律、防災建築街区造成法等があり、それぞれ効果を發揮してまいつたのでありますが、いずれも都市の総合的な再開発のための手法としては、不十分であり、これらを統合整備して、都市の再開発のための新たな体制と手法を盛り込んだ法律の制定が望まれておつたのであります。

都市の再開発は、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、必要な道路、公園、駐車場等を備え、土地が合理的かつ高度に利用された健全な市街地の形成をはかるうとするものであります。

今回、この法律案によりまして、市街地の再開発に関する都市計画、市街地再開発事業の施行者、市街地再開発事業における権利処理の方式等、市街地の計画的な再開発に關し必要な事項を定め、時代の要請にこたへることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、市街地再開発事業は、建築物の容積の最低限度及び建築面積の最低限度が定められた容積地区内にあること、その他の一定の要件に該当する地区において施行することができるといふことといたします。

第二に、市街地再開発事業は、都市計画事業として施行することとし、その施行者は、市街地再開発組合並びに地方公共団体及び日本住宅公団といたしてまいります。

そのうち市街地再開発組合につきましては、事業施行地区内の土地所有者及び借地権者の三分の二以上の同意を得た上、都道府県知事の認可を受けて設立されることとしたしておりますが、なおその事業の継続が困難となる場合の措置として、都道府県知事または市町村長において事業を代行することができるといたしてあります。

第三に、市街地再開発事業の手法は、従前の土地及び建物についての権利を新しい建築物とその土地に關する権利に円滑に変換せしめつつ、建築物の共同・立体化と公共施設の整備をはかるものでありまして、事業施行地区内の関係権利者の権利は、原則として、権利交換計画の定めるところに従い、本事業によつて整備される土地の共有持ち分または施設建築物の一部とその施設建築物のための地上権の共有持ち分に変換されることといたしてあります。

第四に、関係権利者の権利を保護するため、施

行者が権利変換計画を定めるにあたっては、審査委員または市街地再開発審査会の議を経なければならぬこととするほか、公衆の統覧に供して、関係権利者に意見書を提出する機会を与えなければならぬこととし、さらに建設大臣または都道府県知事の認可を要することにしたしてあります。

第五に、市街地再開発事業を促進する措置として、事業に必要な資金について国または地方公共団体は、補助金の交付、資金の融通等の配慮をすることとし、施行者は、事業によって整備される重要な公共施設の管理者に対して費用の負担を求めることができることとするほか、地方税法、租税特別措置法等の一部を改正し、本事業に対する課税上の特例を定めることとしたしてあります。

第六に、この法律の制定に伴って、公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律及び防災建築街区造成法を廃止することとし、これに必要な経過措置を定めることとしたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) 本案についての質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(藤田進君) 次に、近畿圏の保全区域の整備に関する法律案及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

両案につきましては、すでに説明を聴取いたしておりますが、その補足説明を聴取いたします。

近畿圏整備本部上田次長。

○政府委員(上田稔君) ただいま議題になりました近畿圏の保全区域の整備に関する法律案について、逐次に御説明申し上げます。

第一条は、この法律の目的についての規定であります。

ように、この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するために、近郊緑地の保全その他の保全区域の整備に関して、特別の措置を定めることによりまして、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全または観光資源の保全もしくは開発に資することを目的としたしてあります。

第二条は、用語の定義についての規定であります。

まず、既成都市区域とは、近畿圏整備法第二条第三項に規定する区域、すなわち大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと直接する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進をはかる市街地の区域であります。

また、保全区域とは、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する必要がある区域で、近畿圏整備法第十四条第一項の規定により指定された区域であります。

次に、近郊緑地とは、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地で、相当規模の広さを有しているものとしてあります。なお、近郊緑地は樹林地でありまして、原則として農地等を含まないこととしたしてありますが、樹林地に隣接する土地で、これと一体となつて緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含むものとしたしてあります。

第三条は、保全区域整備計画の承認の申請及び承認についての規定であります。

関係府県知事は、保全区域の指定があつたときは、近畿圏整備法第八条に規定する基本整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請しなければならないこととしたしてあります。

また、内閣総理大臣は、この承認をしようとするときは、あらかじめ、近畿圏整備審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならないこととしたしてあります。

第四条は、保全区域整備計画の内容についての規定であります。

関係府県知事が作成いたします保全区域整備計画には、それぞれの保全区域ごとに保全区域の整備に関する基本構想、土地の利用に関する事項、並びに文化財の保存、緑地の保全または観光資源の保全もしくは開発に関連して必要とされる道路、公園等の施設の整備に関する事項につきましてその大綱を定めるものとしたしてあります。

第五条は、近郊緑地保全区域の指定の要件、手続等についての規定であります。

内閣総理大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進の効果が著しいか、またはこれらの地域における公害もしくは災害の防止の効果が著しい土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができることとしたしてあります。

この区域の指定の手続としたしては、内閣総理大臣は、あらかじめ関係地方公共団体及び近畿圏整備審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならないこととしたしてあります。

第六条は、近郊緑地特別保全地区の指定の要件、手続等についての規定であります。

建設大臣は、近郊緑地保全区域内の土地のうち、地形、交通施設の整備の状況や、周辺の土地の開発の状況等に照らして、無秩序な市街地化のおそれが特に大であり、既成都市区域及びその近郊の地域住民の健全な心身の保持及び増進または公害もしくは災害の防止の効果が特に著しい土地の区域につきまして、都市計画の施設として、近郊緑地特別保全地区を指定することができることとしたしてあります。

この地区の指定にあたりましては、広域的な緑地計画等との調整をはかるため、建設大臣は、あらかじめ近畿圏整備長官等の意見を聞かなければならないこととしたしてあります。

第七条は、近郊緑地保全区域または近郊緑地特別保全地区の指定の準備のための土地の立ち入り等についての規定でありまして、内閣総理大臣または建設大臣が、これらの指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入り調査を行なう必要がある場合における手続、損失の補償等についての定めをいたしてあります。

第八条は、標識の設置等についての規定であります。

近郊緑地特別保全地区につきましては、行為の規制等を伴います関係上、府県は、近郊緑地特別保全地区である旨を表示した標識を設けなければならないこととしたしてあり、本条はこの標識の設置等に関する事項を定めた規定であります。

第九条は、近郊緑地保全区域における行為の届出についての規定であります。

近郊緑地保全区域のうち近郊緑地特別保全地区以外の区域において、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土地の開墾等の土地の形質の変更、木竹の伐採その他近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならないこととしたしてあります。ともに、府県知事は、近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届け出をした者に対して、必要な助言または勧告をすることができるとしたしてあります。なお、保全区域整備計画に基づいて行なう行為、通常の管理行為については、届け出を必要としないこととしたしてあります。

第十条は、近郊緑地特別保全地区における行為の制限についての規定であります。

近郊緑地特別保全地区は、さきに御説明申し上げましたように、近郊緑地保全区域のうち特に重要な土地の区域について指定されるものでありまして、その地区内におきましては、近郊緑地の保全を特に必要があります。そこで、前条で御説明申し上げましたような行為につきましては、府県知事の許可を受けなければならないこと

といたしておりますとともに、府県知事は、これらの許可の申請があった場合において、これらの行為が近郊緑地の保全上支障があると認めるときは、その許可をしないことといたしております。なお、通常の管理行為等につきましては、前条の場合と同様、この規定の適用を除外することといたしております。

第十一條は、原状回復命令等についての規定であります。

府県知事は、近郊緑地特別保全地区内において、前条の規定に違反して一定の行為を行なった者等がある場合には、近郊緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、これらの者に対して、原状回復等を命ずることができるといたしております。

第十二條は、損失の補償についての規定であります。

府県は、近郊緑地特別保全地区内において、第十條第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合におきましては、原則としてその者に対して、通常生ずべき損失を補償することといたしております。ただし当該行為について、他の法令による許可その他の処分の申請が却下された場合、または当該行為が社会通念上、近郊緑地特別保全地区の指定の趣旨に著しく反すると認められる場合におきましては、この法律による補償は行なわれないことといたしております。

第十三條は、土地の買い入れについての規定であります。

府県は、近郊緑地特別保全地区内の土地で近郊緑地保全上必要があると認めるものにつきまして、その所有者から第十條第一項の許可を受けことができないため、その土地の利用に著しい支障を来たすこととなるので、その土地を買い入れてほしい旨の申し出があり、また、これに、これを時価で買い入れるものとしております。

前条の規定により買い入れた土地は、府県がこの法律の目的に適合するように管理しなければならぬことといたしております。

第十五條は、費用の負担及び補助についての規定であります。

近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全に要する費用は、府県の負担といたしておりますが、国も、第十二條第一項の損失の補償及び第十三條第一項の土地の買い入れに要する費用につきましては、その一部を補助することといたしております。

第十六條は、第十條第一項の許可にかかる行為についての実施状況等の報告、第十條第一項の許可等の処分をするために必要な立ち入り検査等についての規定であります。

第十七條は、大都市の特例についての規定であります。

地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市につきましては、第三條第一項の保全区域整備計画の作成に関する事務を除き、府県または府県知事が行なうこととされている事務を、指定都市またはその長に行なわせることといたしております。

第十八條は、施設の整備等についての規定であります。国及び地方公共団体は、保全区域整備計画を達成するために必要な施設の整備の促進、及び資金のあつせんにつとめるものとしております。

第十九條は、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金の配慮についての規定であります。

すなわち、国は、府県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金に必要資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該府県の財政状況が許す限り、配慮するものとしております。

第二十條は、第十條第一項の規定による処分に對する不服申し立てについての土地調整委員会との調整に関する規定であります。

第二十一條から第二十四條までの四條は、この

法律の実施を確保するために必要な罰則についての規定であります。

次いで、附則について御説明申し上げます。

附則第一項は、施行期日の規定でありまして、公布の日から起算して六カ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

附則第二項から第五項までは、この法律の制定に伴う関係法律の一部改正に関する規定であります。第二項は、第六條による近郊緑地特別保全地区の指定に伴う都市計画法の一部改正でありまして、第三項から第五項までは、この法律の施行のための所掌事務に関する、建設省、土地調整委員会及び近畿圏整備本部のそれぞれの設置法等の一部を改正しようとするものであります。

以上、近畿圏の保全区域の整備に関する法律案につきまして、逐条に御説明いたしました次第であります。よろしく御審議をいただきしたいと思います。

○委員長(藤田進君) 中部圏開発整備本部の国宗次長。逐条説明。

○政府委員(国宗正義君) ただいま議題となりました中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案の補足説明を申し上げます。

昨年七月施行の中部圏開発整備法は、中部圏の開発整備に法的な裏づけを与えたもので、中部圏の総合的な基本開発整備計画の策定に関する規定を骨子とするものであります。同法は、また、都市整備区域、都市開発区域及び保全区域については、当該区域にかかる計画の策定等、必要な事項を、別に法律で定める旨規定しております。本法律案は、この規定に基づいて定められるものであります。

本法律案の内容については、第一条及び第二条は、目的及び定義に関する規定であります。

すなわち、本法律案の目的は、都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発並びに保全区域の整備に必要事項を定め、もって中部圏開発

整備法の本来の目的の達成に寄与することにあります。

第三条から第五条までは、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域整備計画の策定手続き及びそれらの計画の内容を定めた規定であります。

すなわち、第三条は、県知事が都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画または保全区域整備計画を策定しようとするときは、基本開発整備計画に基づいてこれを行なうとともに、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見を聞いた上で、内閣総理大臣に承認を申請しなければならないこととしております。

第四条は、都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画の内容として、それぞれの区域の整備または開発の基本構想、人口の規模、労働力の需給、産業の業種、規模、土地の利用等の大綱及び道路、港湾、公園等の施設の整備の大綱を定めるものとし、なお、都市整備区域または都市開発区域の整備または開発に関連して交通通信体系または水の供給体系については、広域的に整備する必要がある場合における当該区域の区域外にわたるそれらの施設の整備についても、その大綱を定めるものとしております。

第五条は、保全区域整備計画の内容として保全区域の整備の基本構想、土地の利用及び道路、公園等の施設の整備の大綱を定めるものとしております。

第六条から第九条までは、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域整備計画を達成するための措置等の規定であります。

すなわち、第六条は、都市整備区域または都市開発区域により都市計画区域を決定しようとするときは、関係市町村の意見を聞くことを要しない旨の規定及び当該区域において都市計画を決定しようとするときは、都市整備区域建設計画または都市開発区域建設計画を尊重する旨の規定であります。

第七条は、国及び地方公共団体は、これらの計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び

資金のあつせんにつとめる旨の規定、第八条は、都市開発区域への工業の立地を促進するために、不動産取得税または固定資産税について不均一課税をした場合においては、地方交付税でその減収分を補てんする旨の規定並びに第九条は、都市整備区域建設計画または都市開発区域建設計画に照らして適当であると認められるときの一定の条件に該当する場合の国有財産の売り払い代金等の延納を認める旨の規定であります。

なお附則において、中部圏開発整備法の一部改正等この法律の施行に必要な規定の整備をはかつております。

以上がこの法律案の説明であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) 両案についての質疑は、あとにいたします。

○委員長(藤田進君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、瀬谷英行君が委員を辞任され、その補欠として中村英男君が選任されました。

○委員長(藤田進君) 次に、派遣委員の報告に関する件を議題といたします。

先日当委員会が行ないました昭和四十二年七月豪雨による建設関係災害の実情調査のための委員派遣について、派遣委員から御報告を願います。

○稲浦鹿蔵君 昭和四十二年七月豪雨による建設関係災害の実情調査を報告いたします。

藤田委員長と中津井委員と私と、先週七月十四日から十六日まで三日間、広島、兵庫両県の災害地の実情を調査してまいりましたが、以下その概要を御報告申し上げます。

初めに、調査の日程、経路を申し上げます。十五日朝広島県庁に参り、永野知事外関係者から災害の状況、対策等について事情を聴取いたしましたから、呉市に入り、市役所の災害対策本部

において、市長以下関係者から、つづきに状況を聴取いたしました。また同所には参じておりました西条町からも、同管内の災害と要望を聞いたのであります。

終わって、直ちに現場の視察に入り、市内の被害地、いまなお陸上自衛隊が出動作業中の崩壊危険地区、広島地区、仁方宮原地区等を視察、次いで国道百八十五号線を通って竹原市に入り、市役所で事情聴取後、同地区の被害現場を視察、次いで三原市、尾道市を同様視察、調査をして、十九時福山市に入り、市長から災害の状況を聴取いたしました。

翌十六日は、列車で神戸に入り、正午兵庫県庁で金井知事並びに神戸市宮崎助役等から、管内の状況、対策、要望を聞き、宇治川筋元町をはじめ、明泉寺、西郷川等市内の被災地を視察、それより宝塚市、川西市の支多田川、最明寺川等の災害現場を視察し、同夜帰京いたしました次第であります。

次に、両県の被害の概況を申し上げますと、今次七月豪雨の大きな特徴であります人的被害については、広島県で死者百五十九人、負傷者二百九十九人、兵庫県で死者、行くえ不明九十九人、負傷者九十四人でありまして、両県とも山くずれ、がけくずれによるものが大部分であります。

住家を加えての被害総額はまだつまびらかでないものもありますが、広島県で約百二十八億、兵庫県で約百四十億円にのぼっております。このうち土木関係被害額については、広島県で約三十三億、兵庫県で建設省関係約六十一億円でありまして、公共施設被害が比較的少ないのも、今次災害の特徴の一つとなっております。

これを呉市と神戸市について申し上げますと、呉市においては、山くずれ、がけくずれの箇所六百十九カ所、うち大規模崩壊二百一十一カ所で、四十三カ所の崩壊で六百十九人の生き埋めを生じ、八十八人の死者を出しております。家屋の全半壊は三百五十四戸、三百七十六世帯の罹災に及んでおります。

神戸市におきましては、家屋の全半壊百九十一戸、流失二十戸で、死者、行くえ不明九十一名であります。

被害額については、呉市では総額約三十四億円、うち公共施設関係約六億、土木施設被害約三億円で、神戸市においては総額約三十六億円、うち市有公共施設被害約十四億と推計されております。

次に、今次災害に対する二、三の所見を述べてみたいと思ひます。

その第一点は、さきにも述べたように、異常なる集中豪雨による被害が急傾斜地、がけ地に多発しておるのであります。これらの崩壊地は、なおきわめて危険な状態にありまして、呉市について見ますと、その箇所数約百カ所、このための予防措置に約二億円を要すると見られております。なおまた、小規模のがけくずれが多いことでもあります。

第二に、これらの災害の原因に宅地造成に関する規制の不備をあげなければならぬと思ひます。

宝塚市の支多田川上流の六甲山におきまして、民間業者による大規模な宅造が行なわれておりましたが、その工事中のものをみると、土どめ、排水施設の用意がなく、そのための土砂流が災害を招いている感を強くいたしましたのであります。

第三は、これらの急傾斜地、崩壊地に対する予防措置、特にまた民有宅地に起きている排土措置等については、現在補助の道がなく、しかもこれを放置するにおいては、ふたたび災害を生ずることが明らかでありますので、これが対策は緊急を要する課題であると深く感じてまいりました次第であります。

なお、終わりに地元の要望のおもなるものを申し上げますと、建設省関係について述べますと、公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業の復旧年次を短縮すること、すなわち、緊急事業以外についても三カ年で復旧することになされたいこと。

の復旧と、再度災害の未然防止対策を樹立してほしいこと。

第三、都市河川については、一般河川とは別々に予算を計上し、改修の早期完成をはかられたいこと。

第四、砂防を重点にされたいこと。特に特殊緊急砂防を採択されたいこと。

第五、宅地造成規制法を強化されたいこと。

以上であります。

○委員長(藤田進君) この際、私から若干の点についてお伺いしておきたいと思ひます。

まず西村建設大臣、その後、今次七月災害に対する政府、中央防災会議等含めて、どのように対処されようとしておられるのか、具体的に御報告いただきたい。

○国務大臣(西村英一君) 災害につきましては、私のほうではいち早く調査官を派遣いたしました。現状の把握をやっておりますところでございます。そこで、その現状がわかりまして帰った方もあります。まだ帰らない方もありますが、一々報告は受けて、大体被害額等につきましても、河川、それから道路その他、事業別にその算定もいたしております。したがって、もう少しこれ

が落ちつきますれば、直ちにその査定をして、わかったものから復旧を急ぎたいと、かように考えておる次第でございます。

いままで判明しました災害の額に關しましては、大体直轄河川におきまして、これは小さな数字は略しますが、二百八十カ所三十七億、砂防につきまして十五カ所約二億、一億九千八百万、それから道路につきましては五十九カ所二億一千五百万、それで計が四十一億でございます。補助災害につきましては、補助災害が非常に、個所がたいへん多いのでございまして、二万三千二百三十九カ所でございます。二百八十九億となっておりまして、それから都市施設は百十五カ所、公園等の都市施設がございまして、それが百十五カ所ほど被害を受けて、約四億八千万ほどございまして、今回のいわゆる四十二年七月豪雨災害におき

て、今回のいわゆる四十二年七月豪雨災害におき

まする被害が、金額的に申しまして三百三十五億でございます。

これは余談でございますが、本年の一月から今日までの他の被害も相当にありますが、これはすでに一部予備費を計上いたしまして、かかっております。したがって、今回の三百三十五億のこの被害につきましては、査定を急ぎまして、わかつておるものから予備費の計上をいたしまして、復旧にかかりたい、かように考えておる次第でございます。

その他、こまかいことは河川局長のほうから御説明申し上げます。

○政府委員(古賀雷四郎君) いま大臣から御説明があったとおりでございますが、異常な集中豪雨によりまして、先ほど報告がありましたとおり、非常にけくずれとか、あるいは中小河川のはんらん等が生じまして、貴重な人命を失っております。

お手元に、こういう縦刷りの報告書がございますが、建設省から報告します。昭和四十二年七月豪雨による被害状況というのがございます。これにつきまして簡単に御報告します。

雨量等につきましては、一ページ、二ページそれぞれの時間雨量と連続雨量が書いてございます。それから被害状況につきましては、さいごん大臣からお話があったとおりでございます。被害の中心として四ページに書いてあります。被害のは、直轄河川の被害状況でございますが、特に豪雨のひどかった六角川、松浦川、いわゆる佐賀県の川に三つあつた六角川で三億六千万、松浦川で四億四千三百万等が生じております。これらに掲げた河川は全部警戒すべき水位を上昇したものでございまして、特に六角、松浦につきましては、計画の基本となる計画高水位をオーバーいたしております。非常に最悪の状態に達した。破堤等が生じております。したがって、「箇所」の中に「内緊急」とありますのは、破堤箇所並びに緊急に次の豪雨に対しまして対処するための緊急費の金でございます。それから直轄砂

防の状況はそれぞれ六ページから七ページにかけてございますが、木曾川、神通川、信濃川等につきまして、兵庫で住吉川、都賀川、石屋川、新湊川、宇治川、新生田川、西郷川、天上川というそれぞれのダムが災害を受けております。

それから直轄道路につきましては、路線名、それから被害箇所、被害箇所、被害内容それぞれ書いてございます。ただいまの状況は、一車線は交通は確保しておる状況でございます。一〇ページまでに書いてあります。

以上が直轄でございますが、県別の損害を御報告します。一一ページに長崎県が書いてございますが、おもなる被災地は災害救助法が発動のあつた市町村を書いてございます。その次はおもなる被災河川、路線名を書いてございまして、川の名前をあげてあります。その次は箇所数と金額でございますが、長崎県は非常に被害がはなはだしくございまして、五十八億六千四百万の報告がたいてい入っております。佐賀県につきましても同様でございます。五十五億四千三百万の被害報告が入っております。その他広島県におきまして三十五億二千六百万の被害の報告が入っております。

それから一二ページの中途のところに兵庫県の報告がございますが、これにつきましては二十五億七千八百萬の被害報告が入っております。

以上おもなところを申し上げました。詳細は省略させていただきます。以上合計で直轄災害の合計で三百三十億となっております。

一五ページに都市施設の被害状況が書いてございます。一五ページから二二ページまで、それぞれの被害のあつた県、市町村について書いてございます。

それから二三ページに住宅の被害状況が書いてございます。各県別に全壊、半壊、流失、床上浸水、床下浸水、一部破損ということ、警察庁で十七日の八時現在で調べたものでございまして、全壊は七百九十九棟、半壊千七百七十六棟、流失百七十五棟、床上浸水五万六千七百七十七棟、床下浸水二十四万三千三百二十六棟、一部破損千二百十棟

という住宅の被害でございます。

その次のページは、ただいままで建設省がとりました対策でございますが、建設省では七月豪雨建設省非常災害対策本部を設置いたしまして、直ちに災害査定官を被害のひどかった長崎、佐賀、広島、兵庫に派遣いたしました。それからさらに詳細の調査をやるために、長崎、佐賀、広島、兵庫に調査の係官を派遣いたしました。直轄災害につきましては、緊急復旧のところにございまして、既定経費を立てかえて復旧工事を実施中でございます。現地調査を行ないまして予備費をあらためて要求するつもりでございます。砂防につきましても同様でございます。道路につきましては、一車線以上の交通を確保しております。現地調査を行ないまして予備費を要求する予定になっております。補助災害につきましては、緊急復旧につきましましては工法協議を行なつて、応急工事をたいてい施行中のところもございまして、また現地の準備の完了を待つて早急に査定を実施するわけでございます。

都市施設災害につきましては、応急工事の早急なる施行と、査定を早急に実施したいと思っております。住宅施設災害につきましては、被害直後長崎、佐賀県に建設省係官を、長崎、佐賀、広島、兵庫の各県に住宅金融公庫の担当理事を派遣して、現地指導に当たらせております。公営住宅につきましては、災害公営住宅建設等につきましまして、被害の実情に即ち、地方公共団体と協議の上、所要の措置を講ずることになっております。公庫住宅につきましては、災害復旧のための住宅資金の貸し付けを行なうこととしたしまして、七月十三日から申し込みの受け付けを開始いたしました。なお、被災地に住宅相談所を開設しております。災害の予防措置といたしまして急傾斜崩壊予防事業と相まって、地方の実情に即し、建築基準法に基づく災害危険区域の指定等、所要の建設規制を行ない、特に現在住宅できわめて危険なものについては、保安上必要な措置を緊急に講ずる等の方向で、地方公共団体を指導するということに

いたしております。

以上簡単でございますが、御報告申し上げます。

○委員長(藤田進君) それでは今後の長期気象見通しですが、例年よりもむしろ七月災害は早いものですから、これからさらに八月、九月、十月と台風期にかけて、どういう長期見通しなのか、河川局長でもいいと思ひますが。

○政府委員(古賀雷四郎君) ちょっと手元に資料がございせんので、具体的な御報告はできませんけれども、ようやくつゆ明けの状況になったことは確かでございます。前の前の気象庁の報告によりますと、台風等が二、三個程度はあるだろうというお話でございます。われわれも台風の襲来に備へまして、応急工事を急がしているところでございます。以上簡単でございますが。

○委員長(藤田進君) まあそういうふうな、今後傷を受けた地域が、さらに崩壊の拡大といったようなことが、私も現地を見ましてつくづく感じられるわけですが、そこで地元の財政事情等から見て、第一激甚災害の指定をしてもらいたいというのが、非常に強い希望です。これについては、すでに数日前に議論されたやに聞いていたわけですが、現時点における激甚災害に対する政府の態度について伺ひたい。

○国務大臣(西村英一君) いままでの災害をいろいろ調べて見ますれば、今回の災害は、激甚災害となる見込みでございます。しかし、これはまだ総理府で所管いたしておりますので、閣議の決定にはなっておりませんけれども、それに十分値する災害のように思われます。近く、この損害の総計がまとまれば、その決定を見るのではなからうか、かように存じておる次第でございます。

○委員長(藤田進君) これは、いろいろ基準はありますが、そのとり方等で若干の幅は技術上出てきますので、激甚災害に扱えるように、国務大臣としての御努力を要望しておきたいと思ひます。

それから現地関係での希望は、報告にありまし

たごとくですが、山あるいはがけくずれ、これがさらに宅地の崩壊、建物の流失、あるいは死亡事故というふうに関連を持っておりますが、現行法では、宅地の損害について国がこれを保護、助成し、復旧をするということが困難だと言われておりますが、しかし、あるいは地すべり地域に指定するなり、法の実定法の運営で救済され得るという議論もあります。これは、山の場合は、緊急砂防でこれを助け得る。農地の場合は、農林災害としてこれを助け得る。肝心な家の住宅については、何ら現行法上救済の手が、特に建設省関係については土砂の片づけとか、あるいは復旧防災工事とか、こういうことについて何らないというようなことはいかなうか。これに対して建設省は、どういう対策で臨もうとされているのか、お伺いしておきたい。

○国務大臣(西村英一君) この被害地に対して、堆積土砂に対するどういふ補助をするか、これは、従来も例がありますが、いまは一定の基準があるわけでございます。したがって、そういう箇所がありますれば、それは十分政府の援助ができるわけでございます。一定の条件はありますけれども、すでに佐世保その他については、数箇所それに該当するところがあるように見受けられます。

それから宅地造成にかかる復旧と申しますか、それをどうするかというところは、これもいま委員長が申されましたように、あまりはっきりしたことがないのであります。これをどう取り扱うかというところは、今後研究を要するのではないかと思ひます。したがって、この点は一つの問題点であらうと思ひます。ことに今回は非常にそういうことが多かったのです、その点は十分研究をいたしたいと思ひます。

それから、この際、私がちょっと委員の各位、先生方どう感ずるか知りませんが、私のこれからのあれですが、もちろん気象は、非常にことしは的確に当たったと思うのです。陽性型の梅雨で、じわじわ、じめじめしないけれども、どっと陽性

に降る。そういうことは知っておりましたけれども、そのためにわれわれは、実は特段の手を下げたわけじゃございません。しかし、どうも集中豪雨に弱いという感じを、非常に私は強く感ずるのでございます。おそらく、陽性ですから、集中豪雨はあるだろう。しかし、その集中豪雨は、いまの気象の技術をもってすれば、集中豪雨はあるけれども、それがどの地点にあるかということがつかめないわけでありまして、つかめるようになったときには、もう時間的におそいということでございます。したがって、今回、気象庁が考えておる方法も、その各部落、各地域にいかんとして迅速に、それぞれの地域住民に知らせるかというように一つの制度の行き方を考えたいと、こう言っております。それは、私のほうの建設省でも、そうでございます。非常に前と河川が相当違つてきました。大体、中小河川が非常に困るのでございます。中小河川は非常に勾配がきついで、いまの状態は、荒らしてありますから、非常にとにか、立て板に水というふうなもので、前には二、三時間かかって下に出てきた水が、いまは、一時間出てくる、非常に流速は速くなったというふうなことがございますので、堤防関係は、私のほうとしても考えなければならぬのではないかと思つております。

それからもう一つは、やはり危険な箇所には、危険体制として雨量計あたりを建設省でも備えた。これは部落にひとつ勧誘もし、建設省が自身でもやはり雨量計を備えたい。結局、雨量の問題にしましても、連続雨量がどれだけであつて、あるいは時間雨量がどれだけであつたかということその勝負がきまるのでございますから、そうして、それがいかに早く、手取り早く住民にわかるかということ、人命に対する損傷がきまるのでございますから、今回のこの集中豪雨に弱いというところについてひとつ皆さま方の御意見も承り、建設省としても十分な注意をもって臨みたいというところを、ただいま考えておるのでございます。宅地造成の補助の問題については、これから

よくひとつ研究していきたい、かように考えております。

○田中一君 関連して。この中小河川並びにいまの直轄河川等の損害は、やはり土砂の流出が多かつたから溢水したということなんですか。たとえば雨量だけが原因からといって、こんな雨量だけでは、雨だけが降つたからといって、何ミリの降つたからといって、堤防そのものが破壊するものじゃないのです。それに一緒に土砂が流れ込んでいたのかどうかということなんです。むろん、土砂が流れ込んで、流れと水と一緒にくれば倍以上になるのですよ、ふくらんで。その辺は各河川の状態はどうなんですか。

○政府委員(古賀雪四郎君) 個所によって幾らか様相が異なりますが、神戸市等における災害は、土砂と流木が非常に多いのでございまして。神戸市は幸い現在のところ、神戸市を横切つての川が直接海に流れておりますが、暗渠状態のものがあるところがあります。したがって、そういう暗渠で土砂が詰まり、材木が詰まりまして、そのためにそれからははんらんしたというふうな事態もございまして。材木が流れてきたというところは、上流でけの災害あるいはむやみにけを切つたとか、いろいろな問題にも原因があるかと思ひます。それから呉市におきましては、これはほとんど急傾斜地、いわゆる、従来からありました住宅の上のけがこわれまして、災害をこうむつたという実例でございます。それは、河川に土砂がはんらんしたとかというふうな問題も若干あるかと思ひますが、昔の造船所の中を通つていふような川も非常に狭くて、こういう災害をこうむつてゐる。それからそれがはんらんしてゐるという問題もございまして。いずれにしても、そういう川につきましても、土砂が流れてきた。佐世保の場合も、そういう事態が黒髪川等において見られます。なお、直轄河川の松浦川とかあるいは六角川につきましては、土砂くずれというよりも、むしろ、川の水が非常に多くなつて、高水位をオーバーしたというふうな状況でございます。上流地域には若

干、土石流の災害がございましたが、下流地域等につきましては、土砂の災害はそれほどございませんでした。以上のようなことでございまして。

○田中一君 結局、二つに分けて見ていいと思うのです。砂防、いわゆる予防砂防が完全でなかつたというところで、予防砂防が完全でなかつた、これは一般河川災害について。したがって、この点については、かつて、第二次の五カ年計画のときに、予防砂防という一つの項目を見出して、そこから一河川一つ、一支流一つです。中小の支流一つずつまず砂防堰堤をつくらうじゃないかというところから出発してきています。けれども、これが不十分だということですね。ことに土砂が、まあ長崎県の特長として、どれがほんとうの自然の山だか、あとでつくつた人工の山だかわからぬぐらいたくさんのすりがあるわけですよ。それが常に動いています。だから予防砂防という点でずいぶん欠けているんじゃないか。災害がないと、結局砂防ということが忘れられてくるですね。それが一つ。

それから都市河川についての問題は、これはさつき報告にもあつたように、人工的な宅地造成という面、かつて三十六年災のときの神戸の現実を見ても、大体その後宅地造成の規制法ができて、何たつて係官が神戸に当時三人しかいない。それから、はやりのように政府が宅地造成をやるもんだから、一緒になつて宅地造成、宅地造成といつて民間の業者がやる。それを一々指導するなんていつたつて、たつた三人しか神戸でいなくつたと言つています。宅地造成法をつくるときに、神戸の場合に何人かといつたらたつた三人しか係官がいらない。申請するほうは何人おるか。それを書類面で見て、一つ一ついか悪いか判断するの、地方公務員のあり方なんですけれども、やはり営利事業でやるんだから手抜きを盛んにやります。設計上はこれは心配ないが、実際はそうじゃないということですね。だから法律を制定してどうこうということ以前に、行政指導の面が欠

けているということが言えるのです。都市災害の面を見た場合に、いま委員長が質問している。だからといって、民間の崩壊したところのけ地がそのまま放置されている。金がなければしやしません。ましてや、もうとてもじゃない、売れっこないというようなけ地の上ですね。その宅地造成が崩壊した場合には、あと売れないと思えば手をつけないうです。うっちゃりつばなしですよ、そういうものはどっちみち。そういう現象をどうするかということが、いま委員長の聞いている大事な問題なんです。

私がここで聞きたいのは、呉地区ですね。あれはああいふ天下の要害であって、軍港にもなるぐらいなところなんです、非常に過去の戦争の形からいって、良港なはずなんです。ところが、今度の崩壊というものは、がけくずれというものは、何年度ぐらいに造成された宅地が崩壊したか。それから、したがって宅地造成法で規制した後にできたものがどのぐらに崩壊しているか、以前のものはどのぐらに崩壊しているのか、そういうようなことをきめこまかく調査しなければならぬと思うのです。それがたとえ呉の場合は、ずいぶん公園がやられていて、ここにあらわれている報告は、建設省所管の事業が主であって、そうしてそれに付随する補助工事が出ているのです。民間のものをどうするか。これはおそく呉なんかそれがポイントだと思ふのです。手をつけません、もう結局そういうところは、ましてやぐずれた土なんかを運んで、どちらかに捨てるというふうな良心的な業者はおらぬですよ。これがまあ懸案だ、それが問題だと大臣は言っておられるけれども、そんなものこそ早く手をつけなければならぬですよ。ほかのものは自動的に政府が資金を流してやればやっていくのです。

そこで二つ聞きます。河川災害の上流の砂防施設というものを早急に、緊急砂防四億でしたか五億でしたか、それっぽっちのものでしょう。その緊急砂防というものを予算をうんと出して、砂防施設がぐずれたものは復旧でいくでしょうけれど

も、何にもないところへ砂防してやらなければならぬという場合には、これは緊急砂防でやるという事になっていきますね、予算措置は。だから緊急砂防の予算をぐんぐん伸ばす、出すことです、ことしは。そうして土砂の流出をまず食い止めるという事ですね。これを建設大臣どう考えるか、これ一つですよ、するかしなにかという事ですね。それは決して長崎、佐賀等の直轄河川並びに中小河川ばかりじゃないですよ。もしも、かりに呉地区のように、ああいふがけ地の場合に、集水して、流すだけの川があるわけですよ。現在でもあるわけですよ。これは一体上流にどういう、たとえばあなたがいつも言っているため池をつくるのもよるしいし、調節的なものをつくるのもよるしいし、あるいは土砂が流れないように、何とか、たくさんダムをつくっておくのもよるしいし、そういうことを今度の予算措置でするかしないかという事です。これはあなたの姿勢の問題ですよ。緊急砂防四億か、五億じやしようがないんです。砂防施設がこわれたものはこれは復旧でできます。どうしても、ここに砂防施設を持たなければならぬという場合に、その金をどういうぐあいに、あなた今度考えようとするのか、これ一つ。これは大臣から聞きたいんです。それはたくさんあります。それがごとし秋に続くところのあるいは台風その他に対処するところのあなたの姿勢がそうになって、初めて信頼できるといふことになるんです。その点どうですか。

○国務大臣(西村英一君) 大体いま田中先生がおっしゃいましたこと、呉、それから神戸、長崎、それから佐賀のおもなところにつきましては、いわゆるがけがくずれてそれは自然のがけであつたのか、宅地造成であつたか、宅地造成でも宅地造成規制法以前のものであつたか、以後のものであつたか、それ全部調べているんです。ちよつとここに持ち合わせがありませんが、全部調べております、いまの状態です。これから少しふえるかもしれません、もう少し調べれば。そういうデータはとっております。その中でやはり今

回の事故は、自然のがけが相当にくずれているという事、それからその規制法の施行以前の宅地に相当に事故があつたという事、それが非常に顯著でございます。まあ神戸の例で、私は今度まだ見ておりませんけれども、やっぱり従来、昭和十三年の事故で砂防をやりましたので、私は非常に助かっておると思ひます。あれがもしなかったら、今回はもつとたいへんなことだったろうと実は思つておるのですが、今回神戸付近でもって死者をよけ出したのは、自然のがけの問題でございます。したがって、こういう事につつきまして十分現状を把握いたしまして、事故の復旧に当たりたい。

いまの緊急砂防の問題ですが、これはやはり土砂を押し流すわけですね、それで川が自然容量を發揮できないから、はらんするというのが、集中豪雨の私は特徴のように思ひます。全部上から押し流していくわけですね。それは宅地造成のみならず、いなかに行きましても、農業構造改善事業によつて山がくずされて、やれミカン畑にする、ブドウ畑にするでやられていきますから、一緒にどつと土砂を含んで流れるわけでございます。したがって、河川はその容量を發揮できないわけでございます。したがって、いま緊急砂防をやつてはどうかという事でございしますが、十分調査をいたしまして、この緊急砂防は、最も重要な項目として私は取り上げていきたい、かように考えておる次第でございます。

○田中一君 今度は都市災害の場合ですがね、都市災害の場合にも言えることは、この土砂の流出なんですね。それから公共施設、いわゆる道路、鉄道等に落つてきた土は、これも自然に管理者が除去するでしよう。しかし私有地の、がけがくずれて私有地に流れ込んだという土砂は、だれがそれを排除するかですね、除去するだけの義務があるかということです。狩野川の災害のときは、御承知のように、もうそれこそあの辺の近所は、どこもこもみんなこんな石が入り込んで、だれがそれを除去しなければならぬ義務があるか

ということですね。これはやはり災害である以上、都道府県なり政府なりが補助金を出して、それを除去するという事、これをしなければならぬと思う。先ほど委員長の質問に、これが一番大事なことですといふて、あなた逃げておるから、あえて言うのです。それは、役人かたぎで、そういうことは自分の責任じゃないという事なことを言外にはめかしてある発言なんです。やはり災害というものは、いろいろな形でまいります。だから、それも、人為的な災害でない自然の災害であり、かつまた国土保全の責めにあるところの建設大臣の所管事項に間違いのないのです、民有地だろが公有地だろが、国有地だろが。その現状というものを除去するという方法は、あなたの所管している法律内においても、解釈のしかたによつちやできるのです。またできないならば、いままでの慣行なり法律を変えないで、それでできるのです。そういうことを、抜本的に急速にやりますというふうな発言が、私は、いまこの災害の質疑の場合に望ましいわけなんです、その点ひとつ勇氣を持って言つたらいいじゃないですか、何も遠慮することはない。

○政府委員(古賀雷四郎君) 緊急砂防は、ただいま五億をワクとして取っております。したがって、ただいま各所で、大臣が申されたとおり、調査いたしております。その結果に基づきまして、早急に緊急砂防を出すようにいたしたい。それからそのほかに、ことしの予算としまして、四十年災害、四十一年災害で、非常にがけくずれが多かつたので、私らの手元にいま二億の予算を持っております。

○田中一君 一億じゃないですか。
○政府委員(古賀雷四郎君) 国費で一億円。したがって、それらの予算も効果的に使いたいと考えております。ただ、いま災害の実情が、具体的に、つぎつぎと明らかにされておる、これをどう使うか、ただいま検討いたしておるところでございます。なお、緊急砂防の増額ということ

になれば、これはまた予算補正の問題になりますので、特別会計の予備費のワクとの関係もございします。その辺は、今後の問題として十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長(藤田進君) それでは大臣の御答弁にもありますように、宅地に関する限り手が出ない。しかし、これにはいろいろあります。たとえば呉の場合、あるいは神戸もそうです。大体今度共通点は、上流の公共施設、道路あるいは山とか、そういうものがくずれて、そうして通常の流量計算とは全然常識はずれのはとんど土砂、くり石、こういうもので、河川は、橋が三メートル前後以下の高さのところは、木の根が来て、それが詰まって、川というものが機能をなさなくなつて、そのため兩岸の宅地がほとんど荒野になつてしまふ、そういうものが典型的な今度の災害の様相ですね。それで、そういう破壊原因等から見ても、宅地というものについては、これは当然考慮しなければならぬのではないだろうか。

それから、さらに今後の災害に備えて、がけくずれがあり得る可能性は、これは兵庫県知事、あるいはその他の皆さんからも強い要望がありまして、もう当然くずれるという事は、予想されておる。しかも、すぐ下には建物が建っている、上にも建っている。こういうものは、やはり法規制によつて措置する以外にはないのじゃないか。たとえば建ててはならないという規制地、現在建てておる者に対する警告なり、そういうものを含めて、これは一連の立法を必要とするのではないだろうか。しかし、現状の七月災害には間に合いませんから、会期もあとわずかですから、そこで、現行法の範囲内で、運用面で、できるだけこれを救済することではないかならないものではないであらうか、この二つです。そこで、自衛隊については緊急災害出動で非常に感謝されておりますが、一歩進めれば、いままの橋の上流でどんどんたまってきて、そうしてたいへんな被害を及ぼした。その結果、人が下に埋つた、それから家が倒壊し始めたというように、これに対する応急

措置であつたように思ひます。ですから、結果から論じて、そう簡単にはいきませんでしようが、しかし、一挙にそういう被害が起きたのではなくて、若干の時間はあつたわけですから、部隊の出動を願う以上は、橋、橋に配置して、それが詰まらないように、工具の用意もして、初めはどんどん橋の下を通つていくのです、それが逐次たまっていつていくから、そういうものをやれば、相当未然にこれが防げたように思ひます。それから死体の発掘は、ほとんどできて、若干残つております、神戸あたりは、ですが、それが済めば自衛隊はほとんど引き揚げておられます。あと道路が、呉でも兩岸に沿つていくところが、相当距離あります、たいへんくずり石の堆積です。もう道路じゃないです。それが人手もなしに、そのまま放置されている。家の中にも入つております。ああいうものは、あらごなしぐらいは、自衛隊でやつてもらえないだろうかというように要望がかなり強かつたのです、感謝しながらも、さらに協力していただきたいという。国務大臣として、これは検討していただきたいと思ひますね。

それからもう一つ、これは御答弁いただいたのですが、竹原市長からの要望ですが、これは他の県市にも共通だと思ひますが、大体従来三カ年で復旧するとか。しかし、それを待っていたのでは、また増加するということもあり、たとえば竹原の場合は、目の予算で約五千万ぐらいは農協等で借りて、金利負担をして、施越しの工事といひますか、今後三年かかるものを、ことしで全部やつてしまいたい。それには利息の負担は、先借りしますから、それは負担する覚悟だ。しかし、自治省は、やみ起債だというふうなことで、やかましく言われるし、どうも困る、こういうことで、私も聞かされて、これはごもっともなことですが、それだけの力があり、金融の事情が許せば、これは当然国が単年度でやるべきでしょうが、それができないとしても、地元でそういう運営ができるならば、今後災害もあり得る、台風も来るといふことは、当然覚悟しなければならな

い。そうすると、ことしやれるものならば、農協等で金融を受けて、そうして金利は地元で負担しますというものならば、これをしとめて、三年延ばして、さらに災害が大きくなるのを待つて復旧するというのは、愚の骨頂ではないだろうかと思ひます。建設省並びに自治省、財政局の山本地方債課長も来ておられますから、この点についての御答弁を伺つておきたい。

○国務大臣(西村英一君) この復旧年限の問題ですが、これはもう御承知のように、前はずいぶん長かつたのですが、ようやくここまで詰めたのです。これは公共事業の負担法の問題で、いまは直轄については二年、北海道は三年、一般は四年、補助については、緊急は三年、一般は四年、しかし平均いたしましたして四年はかつておりました、三年とちよつとぐらい、だんだん年々縮めてきております。しかし、また今度災害が大きくなると、これは何と申しますか、やはり少し延びるような傾向になります。いまはやが落ちついておるところでございます。しかしながら、この年限を縮めるという事は、私は今後努力したいと思ひます。またしかし一方、施越しの問題は認められておるのでございますから、絶対に三年にわたつてやらなければならぬことではない。施越しの点は認めておるわけでございますから、これはひとつそういう希望のところがあれば復旧をして、さつと、三年からならなければいかぬというものは、復旧はなるべくひとつ早目早目というふうなことを十分今後考えたい、かように思つておる次第でございます。

○説明員(山本成美君) ただいま委員長からのお話の中に具体的に竹原市のお話が出ておりましたけれども、そういうふうな場合の手当てといたしまして、制度としてははつきりしたものはございせんけれども、施越しの分につきましては、施越しが認められるならば普通交付税の繰り上げ交付の措置でありますとか、あるいは政府資金の一大蔵省の所管になるわけでございますけれども、地方団体に關係がございしますから私から申し上げま

すけれども、政府資金の短期の融資を行なうというふうな措置を現実にやつております。いまお話の出した市についての結果がどうなつたかにつきましては、まだ確報は持つておりませんけれども、すでにそういうふうな場合を予想いたしましたので、被害の比較的大きく、しかも財政が非常に不如意である、さしあたり資金を都合しなければならぬというふうな団体につきましては、すでに本日付で交付税の繰り上げ交付といたしまして約五十億、厳密に申し上げますと四十九億八千二百万円でございますが、これをきょう十八日付で交付することになっております。それから、先ほどの一時的なつなぎ融資といたしましては、大蔵財務当局におきまして約五十億、これも各団体から要求をとりまして、資金の手当てをやつておるやうに聞いております。以上、若干ずれた面もございしますけれども、お答えいたします。

○委員長(藤田進君) いまの点は不明確なんだが、三年かかるものを単年度で、場合によれば市が農協等で融資を受けて金利は負担をします、それでよい、建設省のほうは施越し工事が許されておるからよい。ところが、市のほうでは自治省等がそういうやみ起債みたいなことになるので困るといふことになれば、非常に措置がない。その点はどうか処置するのかというのです。

○説明員(山本成美君) いま建設省からお話がございましたように、施越しが認められる部分につきましては、十分検討してみたいと思つております。

○委員長(藤田進君) これはどういふところに障害が出てくるのですか。金利だけは負担してもいい。むしろ全国的な財政上の事情があつて三年にしなければならぬというのが本旨だろうと思ひます。それを今度の被害のように非常に拡大してくる。山もだんだん増破してくる、河川がはんらんしてくるということになれば、国に全国的な施策に対して特例を認めるという事は心苦しいし、無理だろうから、地元の特殊事情で負担しておきたいというものを認められないというふうにも聞かえ

る。まだ一定の方針がないように思う。障害があるのですか、何か。

○説明員(山本成美君) いま具体的におっしゃいました市につきましては、自分のところで利子を負担してでも借りてやりたいという意欲と申しますか、努力をしたいという気持ちはよくわかるのでありますけれども、問題は、そういうふうなやりやります場合の金利なり、あるいは将来の財政支出上どういうふうに見通しをつけてやれるかというところもあわせて地方団体で考えてみまないと、施越しをやらないといけないというふうな状況がなるべく少ないほうが望ましいわけでございまして、できるならば施越しでなくて、毎年度の事業としての量を各省で規模を大きくしていただきまして、当該年度の事業としてやれるようにやっています。そういったものが、私どもの金願でございまして、そういうふうな点からいたしまして、やむを得ず施越しになる場合も想定されますが、そういう場合は、さき申し上げましたように、十分検討してまいりたいと思ひますが、一般的にその方向が望ましいというふうには、若干のまだ検討の余地が残っているのではないかと、かように考える次第でございます。

○委員長(藤田進君) この点は十分地元の実情、それから負担がかえって増加する、危険度が増加するという実情のものは、自治省は起債についても考慮するように要望しておきます。

それから宝塚の場合も顕著な例ですけれども、宅地造成の規制ですね。これはもういま指定地域並びに全国的にも問題が起きておりますが、特に宝塚の場合には、法の指定を受ける前にすでに着工していた。市長としてどうにもならなかった。ところが、地元は相当の反対運動が起きていた。にもかかわらず、溪流をはさんで両サイドに相当大規模な宅地造成が、企業は主として右岸、左岸二つに分かれますが、この工事たるや、実に私も行ってみまして無責任な仕事です。ゆえに、これが今次災害に際して、下流の河川はほとんど埋没、護岸もくずれ、民家に濁流が浸入す

ということ、これは徹底した宅地規制をしてもらいたい。市長の要望、これは私も見まして、あれではおそらく宅地造成者も、あそこへ家を建ててあの災害を見たら、宅地として買入人がはたしてあるだろうか、どうだろうかと思うので、決して宅地造成企業者にとっても得策ではないと思ひます。これは一例ですが、各地がそうです。たとえば神戸の周辺ですが、これもかつてはこれ以上、上流部に宅地がでないだろうとおそらく予想してでしょう。現在も乳牛が三百頭以上います。この水害で五十頭埋没して死んでおります。人も四人死んでおります。その上に宅地ができて、そこからの浸水も私は一つの原因になったと思ひます。山はだの谷間のような様相を呈している。全部ずってあります。途中で湧水があるというようなこと、だんだんと拡大発展する都市においては、なおさらこの宅地造成、つまり自然を切り開くということについての相当下流に与えるこういう脅威というものを度外視するわけにいかない現状に來ていると思ひます。ですから宅地規制について、これはこれから開発しようとするところ、あるいはすでにできていても、これが措置、たとえは同じ宝塚と川西の境は、分譲住宅が相当多数できておりますが、ちょうどその上流百メートルぐらいの裏に堤防が決壊してあります。天上川ですね。ですからこれはたいへんなものです。大体一メートル五十ぐらい。ですから、量よりもまだ一メートル以上の土砂量が家の中に全部入っております。幸いに今度の場合、暮れる時間、夕方の五時、六時、明るいときですね。それから川西、宝塚の場合は夜になりましたけれども、九時ごろですね。寝静まった夜中であつたという点は、確かに幸ひしていると思ひます。こう見てまいりますと、宅地というもののに対する国の立場からの規制というものが、不動産業者等が無責任にやっている実情から見て、規制が必要だと思ひます。これに對する法的規制なり、あるいは行政指導なりについて、所見を伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(西村英一君) 今回の災害で、特にこの宅地の問題がまたきびしく批判されるようになったのでございます。いまの場所これは宅地規制法の施行前のものか、施行後のものかわかりませんが、やはり施行後でありますれば、都道府県知事の認可を受けなければできないわけでありまして、やみで不法行為をやれば別ですが、そういう場合にもこれは善処いたしまして工事中止がでるわけですね。また、そういうことをやっている場合もあるわけですね。しかしながら、今回は特に法施行前のやつもありまして、全般的にひとつ見直さなければならぬではないかというところを考へております。

それから、もう一つ、やはりいまの造成等規制法につきましては、これはやはり強化するということに持つていかねばならないと思ひます。現在、宅地規制法によりまして、これを指定されておる都道府県は二十九都道府県でございます。相対的な府県がみな指定をされております。市でも六市は指定をされておるわけでございます。その運用がどうであるかという点につきましては、監督行政を十分強化する、法律的にもまたもう一歩ひとつ考え直さなければならぬのじゃないか。とにかく今回は宅地に対してするずいぶんの批判がございまして、十分法的にもそれから行政監督上も、両者ともこれは新たに検討し直すつもりでございます。

○春日正一君 今度の災害について、私のほうでも兵庫、広島、長崎、五島列島のほうまで含めて調査団を出している調べてみました。私自身もおととい神戸まで行って、現場をよく見てきたのです。やはりこの前の、去年の四号から二十六、七号ですか、あのときに私は行ったのですけれども、異常な集中豪雨がもたらした条件があるにしても、やはり人災、もつと言つてみれば政策——政治からくる災害だという印象がますます強くなるんです。

で、私具体的な事実について幾つか調べてみたところでお聞きもし、また、大臣なんか御存じないこともあるかもしれませんが注意を促したいと思ひますが、今度の災害の特徴は、人口密集地帯で中小河川が決壊しておるといふこと、山くずれ、がけくずれが非常に多くて大きな被害を出しておる。これは災害地全部に共通ですね。その中で特に分けてみますと、排水計画を無視して、自然に手が加えられて、初めからあふないことがわかっておるのにやっておるといふところが、非常にたくさんあるわけですね。たとえば、神戸の市ヶ原地区、あそこでは二十一名が、なくなつております。そこに行つていろいろ事情を聞いた、私、見てきましたけれども、あそこは世羅山ゴルフ場、神戸のカントリークラブがつくつてやつておる。あの周辺五十カ所がくずれておるといふんです。ほかは何ともない、あそこからくずれてきておる。あれだけの人数が出たのは、地元の人に聞いてみますと、いままでだとの妙見さんと言つておられますが、こつちから水が出るので、この流域の人たちがあそこを何というんですか、休み茶屋のようなものがあるんですが、そこにみんな集まつた。その隣に駐在があつて、このゴルフ場からどつときたから、そこに避難した人がみんなやられて、家の様子を見ようとした人がたまたま助かつたというところになつておるんです。そういうことになつておる。その原因はどういうことになつたかというところ、ゴルフ場をつくつて、まわりの木を切っちゃつたり、いじつたりしてゐるんです。それが一番直接の原因になつてゐるんだけれども、ひとつこの点で、これは厚生省のほうの管轄下になるんですか、あそこが国立公園になつてゐるんですね、六甲、そこにゴルフ場などをつくらせる場合の許可の基準ですね、これは一体どうなつておるのか。

○政府委員(大崎康君) ただいまお話がございました六甲のゴルフ場、神戸のカントリー・クラブと申しますか、これは三十四年三月二十三日に厚生省が認可をいたしておまして、その後三十七年の七月になりまして変更の承認を与えてゐるわけでございます。

で、公園法上における認可の基準でございます

が、これは次のようなものが基準になるわけでございます。といいますのは、公園法というものは、わが国の自然を保存して、これを利用させるというのが目的でございます。美しい風景を保存するというのがねらいでございます。したがって、公園法上におきましては、ゴルフ場を認可する場合におきましては、風致、景観に害がないかということが第一でございます。それから第二は、ゴルフ場であれば、ゴルフ場というものが公園の利用として適しているかどうか、こういうふうなことでございます。そういたしますと、それは災害の点についてはどうかというふうなお尋ねになるわけでございます。もちろん、私も認可をいたしました際には、常識的にはいろいろ災害につきましても注意いたしますが、専門的な知識を持っていないわけではございませんで、いろいろ土地につきましても、それぞれ森林法でございすとか、あるいは砂防法でございすとか、宅地規制法と申しますか、それぞれの法律、あるいは運輸機関でございすれば、地方鉄道法でございすとか、そういうふうな法律による認可の關係をお願いいたしておるわけでございます。で、これは非常にまあ十年くらい前の認可でございますが、その当時の書類を私も調べてみますと、認可の指令にあわせて、都道府県知事を通じて、災害等の注意にいたしたという文書がつけてあるわけでございます。以上お答えいたします。

○春日正一君 そうすると、認可した全責任は政府にある、こう見ていいわけですか、それから起こる結果についての責任ですね。

○政府委員(大崎康君) このゴルフ場につきましては、問題になった個所につきましては、私どもの自然公園法上の認可につきましては、自然公園法における認可の基準、つまり風致、景観に支障がないかということ、それからその事業が公園の事業としてふさわしいかどうか、こういうふうなことにつきましては、私も確かに責任がござい

す。それからさらにいろいろの宅地規制法等の適用になっておるような場所でもありますので、これにつきましてはそれぞれその法律の所管庁からお答えをいただいたほうがいいかと思ひます。

○春日正一君 そうすると、結局あなたの方のほうは、いま言った風致、景観とか、そういう公園的な見地だけから認可をされる。それで認可をしたら、好きなようにやらしてしまふけれども、その責任は風致、景観だけ保たれておればいいんだと、あとは建設省の責任、林野庁の責任、そういうところへ持っていくというふうなことになるわけですか。

○政府委員(大崎康君) 私どもは施設を認可をいたしましたわけでございますから、行政官庁といたしましては、その災害等につきましても、私どもい

わば何と申しますか、専門的な災害関係の技術者を擁していない局でございますけれども、常識的にあふないというふうなところがあれば、それぞれ私ども当然に行政をやっておる者として御注意申し上げておるわけでございます。したがって、その責任につきましても、私どもがそういうふうな責任を担うということではないわけではござい

ませんで、当然私ども公務員として勤務いたしておりますから、予見できるだけのことは、事業者に対して注意をいたしておるわけであり

ます。

○春日正一君 それで、七月十四日の読売新聞の夕刊で、それにあります、あれだけの大地震を出して世間の注目をあびてまいりましたから、地元の人々にはあのゴルフ場を非常に恨んでいるのです。あれをやったからだ、みんながいつていま

す。そこで読売新聞が調べたものですが、昭和三十三年にゴルフ場造成工事を申請した、翌三十四年地元の神戸カンツリークラブゴルフ場工事災害防止対策委員会というのが結成された、代表者平井健次郎さん、六十歳、当時市ヶ原に住んでお

た、これは反対した。反対の理由としては、十三年の災害が、がけを削って畑にしたために被害が出た、さらに、だからゴルフ場をつくられたらた

いへんなことになるというて、地元はそういう対策委員会までつくって反対して、工事の中止方を、県と市に数十回足を運んで要請している。ところが原口市長は、これは県の所管であるとい

て逃げた、中央で許可になつて、きまつてきているから、県知事としてはどうしようがないという

ことで逃げた。そういうことで、うちのあかないうちに昭和三十五年五月十日、県が現場の調査をやつて、当時の県の土木計画課長

瀬加一君、この人は翌年本省に來て現在横浜かどこかで働いているようですが、この人が調査の結果、工事はきつめて良好で、災害防止上全く安全

だという報告をしている。それに基づいて進められたというところになっているのですが、地元のそれほどの反対を無視して、しかも県庁としては工

事がきつめて良好である、絶対安心である、こういつてつくらせて、やはり排水も合理的に計画さ

れている、だいたいふだんというので、三十五年六月には半分できて、それからずっとできるというふうになつておるんですね。ところが、実際に

は昭和三十六年五月三十一日の神戸市の水防連絡会議では、あそこ地域は山津波の危険地区として指定しているのです。危険のあることは昭和三十

五年、六年から、あのころから明らかにわかつて

いるのです。ところがそういうことは何ら手を打たずにやってきている。そういう、こういうふう

に言っているんですね、これは新聞の記事だと思

うのですが、当時の県土木計画課長補佐高瀬安政という人が、現在現地の開発公社につとめている

そうですが、談話として、県としてはゴルフ場造成について消極的であつたが、国立公園の許可可

は厚生大臣の権限である、政治的背景があつて中央から決定されたように記憶しておる、こう

なつておる。そうすると、これは厚生省の責任というものは重大だと思ふんですよ、この点どうな

んですか。

○政府委員(大崎康君) 実は私その読売新聞おそれらく中央紙ではないんではないかと思ひます。

○春日正一君 中央紙だろうと思ふ。

○政府委員(大崎康君) 地方紙じゃないかと思

ひますが、私実は読んでいない、恐縮でございます

が、私も私にありま書類で調べた範囲では、い

ま申された委員会というものは、十分今後調査

いたしてみたいと思ふわけでございます。今回の

の事件は、まことに不幸な事件でございます。今

私ども一同戒心をいたしておるわけでございます

す。これにつきましては、今後における防災措置

につきましましては、私も万全を期したいと思ひ

まして、それぞれ関係の諸機関をお願いいたしま

して、専門的な指示をゴルフ場にしていただき

たいというところをお願いをしております。ござい

ます。その指示に従うように、私も十分に指導

を現在までしておりますが、将来ともこの点は戒

心をいたしたい、かように考えます。

○春日正一君 それで問題は、たゞさんの人が死

んで、うちが流されて、まだ死体の発見されない

人が十幾体あるという状態、これに対する責任で

すね、これはあなたに聞くよりも大臣にお聞きし

たほうがいいと思ふのですが、この被害に対する

賠償の責任ですね。これは六甲開発株式会社にあ

るのか、あるいは許可した県や国にあるのか、そ

の補償というものはどうなるのか、結局いかれ損

で、見舞い金五千万円で泣き寝入りしろというの

か、その辺の見解ですね、大臣からお聞きしたい

のです。

○国務大臣(西村英一君) それは、その場合のみ

ならず、遺族の方々につきましては、政府といた

しましては、できるだけのことをしたいと、かよ

うに考えております。全般的な事故、それだけを

つかまえて云々するわけにはいかないと思ひま

す。

○春日正一君 そういふことで、私はあとも触

れますけれども、被害者に対する見舞いとか賠償

とかいふ問題、この問題は、やはり事故のあと運

が悪かつたといふことだけで済む問題ではないと

思ふのです。いきさつがこうなんだから。

それからもう一つ例を見ますと、神戸の妙泉寺町のがけくずれ、これは五十メートルのがけの上に数十戸も造成して、鉄道でよくやっていような防護壁も何もやってない。さき委員長も言ったあれだと思ふのですが、がけがやられて、しかも、その下にうちがあつて、下を片づけてやつておるのを、上のほうからのぞいて下を見ると、またあれがやられはせぬかという、こういうところの手当てですね。そういうものを緊急にやらないと、また雨が降れば、また上のほうにくずれてくるといふ危険がある。こういうふうな形で、全くあとの災害の場合といふことを考えなしに宅地の造成がやられておる。特に私この市ヶ原に行く途中で見たんですが、こちから上がつていって左手になりますか、山を何十メートルも切つて、その下に石段をつくつて宅地造成している。あんなやわらかい、さざれ石のような土地の造成ですから、水を含んでだあつといくと、どうにもならぬと思ふのですが、ああいふものが何十メートル、相当高いものです。汽車に乗つていても上から見えます。だあつと切つて赤肌が出ていて、相当急に切つて造成している、あんなものどうして許可になるかといふことです。その辺どうですか、あれは大体だいいやうぶといふことで許可しているのですか。

○政府委員(志村清一君) ただいま御質問の事例、私具体に存じておりませんが、宅地造成規制法の適用を受けた場合には、二メートル以上の切り土、あるいは高さ一メートル以上の盛り土をやるといふ場合は、知事さんの許可を必要とします。大体基準に従ひまして安全であるといふことが明らかでない場合には、造成工事の許可はしないといふたてまえになっております。また、これは宅地造成上の問題ではなくて、建物の場合でございまして、高いがけの真下に家をつくるということについては問題が多いわけではございません。建築基準法におきまして、がけの高さの一・五倍、あるいは二倍以内のところには家を建ててはならぬという規制が条例でできるといふこ

とになっております。また同様に災害の危険のあるところには、危険区域指定もできている。そこからは出てもらふといふような措置を、基準法等には定められております。神戸等におきましては一部、条例でがけ下の住宅につきましては建てないようないう規定ができておつたかと存じますが、さういふ規定を十分運用いたしまして、今後の災害に対処するといふことが必要かと考えております。

○春日正一君 つまりいまの説明でいうと、私のうちもそうですが、がけをまあ十メートルかそこらかすばつと切つて、そのすぐ五メートルや三メートル以内のうちに建ててはいかぬ。もつと離して建てるというこゝとなんですけれども、いま、私の言つたのは、でかい山をばつと切つておるのです。そしてそれに段々をつけているのですから、そういう意味で言えば、直接さういふた条項に当たらないといふことになるけれども、しかしあの辺はどつと押し出してくる。くずれるのじやなくて、下から押し出されてくる。そうすると全部被害を受けるということになるわけですね。だからさういふ点について、さういふふうな規制することになっておりますと、だいいじやうぶかと思つて許可をしました。しかし、事故が起きてしまつたときには、見込み違いでありましたといふような簡単なことになつてしまつたのでは、まづいので、さういふ点はもつと十分強化していく必要があるのじやないか。

それから乱伐ですね。これであなたの報告を聞いてみると、百七十五カ所がけくずれした。原因は国有林の乱伐、これは杭木とかパルプ材ですか、せり合つていふようですが、さういふことで、乱伐のためにくずれてきておる。先ほど大臣の言われた伊万里あたりは切つてミカン畑にして、上のほうからくずれてやられておるといふやうな形で、やはり乱伐がひどくなつてきています。すけれども、特になんか規制をする必要もあるのか、宇治川の上流ですね。神戸のあそこで県

道、兵庫三田線のバイパス工事というのをやっていると、兵庫三田線のバイパス工事というのをやっていると、ここを地元の人に聞くと、それをやるためにハッパをかけて樹木をどんどん飛ばしている。それが今度の水害でどんどん流れきてふさがつたといふやうなことになる。さうして、これなんかは、明らかに道路工事をやるというそのことの都合のために、同じ建設省の所管の中で出てくる河川とか災害の問題に対して何らの配慮もなしに、こうぼんぼんと切られて、それもハッパをかけていくのだから、どうせ切つた樹木のと始末といふものはしてない。だから、それが一つの宇治川の被害を大きくした原因になつていふことを地元の人が言われておる。こういう形の乱伐だとかさういふことがやられておるし、さういふ問題。

それからもう一つは、ここに行つてみて、私どももいろいろと見ても非常に常識はずれなことをやつていふので驚いたのですが、神戸なんか、たとえば神戸の宇治川の被害の状況、これは一番有名なところだから皆さん御存じだと思ふのですけれども、昭和三十六年以来、三回目の被害を受けておる。それであそこを山手通りの橋橋ですか、あそこを暗渠の入り口をつくつて暗渠をやつていふのです。でございまして、とにかくあれを見ると、上のほうに相当に大きな川が流れてきて、橋橋、あそこを写真をとつてきたけれども、プールのやうに広がつて、取り入れ口は橋のほうにほんの小さな二メートル四方程度の取り入れ口がぽこつとできて、そこから道路のまん中のほうに暗渠が一本、これも幅三メートルか三メートル半、そんなものじやないですか。そんなものが一本だけ通つておるといふやうなことで、大体あの取り入れ口がふさがれるのであつてしまつた。もうそんなことは、神戸という地形、上流があつて中流がなくていきなり下流でしやう、海へいくといふ、あんな地形でもってそんなことをすれば、これはさういふ被害が起ることといふことはきまつていふことだし、しかもここでは、この暗渠を二本にしなければならぬといふことは、前の

災害のときに言われて、昭和十三年のときに言われて、そのときの計画で、一時間八十ミリの流量に耐えるといふことで川幅三十メートルに広げるといふやうなことに計画がきまつておるのに、二・二キロのところを三十年かかつて五百五十メートル、下流の三越のあるほう、あそこは暗渠が二本になつておる上流のほうは一本といふやうなことで、ここで詰まつてはならんして、非常な浸水をやらなければならない。そんなことは、私たちしるうとが見たつて、これはもう無理なことはわかつておる。そのわかつておるものを、三十二年間もどうしてほうつておくのかといふことになれば、これはどこの仕事ですか、県の仕事ですか、とにかく県のほうの怠慢もあるし、建設省のほうとしても、さういふものについて監督上のやり目が届かぬといふ理由もあると思ふのだけれども、さういふうちやなことがやられていふ。さういふ点ですね。だから、しかもあそこは地下鉄工事さういふ条件のもとでやられておる。それで地下鉄工事現場に水が入つて地盤が崩壊して、あの線路の角の鉄筋コンクリートのうちが倒れたり、立つておるうちも、私が行つてみたら、こんなに傾いておる。さういふやうな被害をつくり出しておる。さういふ点、なぜあそこが二、三千年間もかかつて五百五十メートルしか改修できなかったのか。それから県では、県に言わせれば、地元の県会議員、市会議員が行つていろいろ質問すると、国が暗渠を二つ認めなかつたといふふうな言つておるのであります。しかもあそこは一体どういふことなのか。しかもあそこは結局、下のほうは認めて、五百五十メートルのところですね。県が施行者になつて、建設省の砂防事務所が委託工事としてあれをやつたといふやうに聞いておるのですけれども、さういふ事情はどうなんですか。

○政府委員(古賀四郎君) 私らの河川関係といひましては、暗渠にすること自体に非常に疑問に思つております。暗渠はできるだけ都市内には避けたいというのが、私のほうの基本方針であり

ます。ところが宇治川については、これは二メートル五〇程度の暗渠がございまして、一本で通つておる。しかしこれは以前、暗渠を二本にするのを許可しなかったというお話でございまして、それでも、そういう事情はちょっと調べてみないとわかりませんが、少なくとも私の知る限りでは、二本の計画を認めてやろうという……上流等は大体痕跡等で調べてみますと、大体計画どおりの水が流れてきます。計画高水位をきめた高さよりちょっと低い水が流れてきて、そこは開水路に流れてきておる。その開水路に大きな木の根がたぐさんある。開水路の終わつたところに沈砂池がありまして、沈砂池で砂をとめて暗渠に流すという方策でございまして、残りの五百メートル程度に工事が間に合わなかった。これはここ一兩年でやるつもりにいたしておりました。残念ながら間に合わなかったという事でございまして、予算的にも相当宇治川にはつておりました。ただ、神戸市内の河川は全体で相当ありまして、約二十一本近くあると思ひます。そのうちに甲河川と乙河川と歴史的にきめられておまして、甲河川につきましては、相当改修を急いでございまして、したがって、改修の終わったあつた上流砂防の終わった河川につきましては非常に被害が少ない。改修の終わらない河川だけに、宇治川とかそういうものに非常に被害が多かった。これは改修のおくれがほとんど原因だと思ひます。ただいま重点的にやつておるところでございまして、都市計画上の問題、それから三越の前を通るところに問題点がありまして、なかなか工事施行上もいろいろなトラブルがございまして解決できなかった点でございましておると思ひます。今後できるだけ促進するようにしたいと思います。

○春日正一君 結局そういうところに問題がある。だから八十メートルにしておけば、今度は一時間そこまで降らなかったと言つておるのでございませう。だから助かったはずだ。だからそれが三十年前にそういう計画がされて、とにかくやられたという事で、生田川の場合なんか解決したの

で、被害がわりあい少なかったという事実が現にある。行つてみると、狐川というのは一メートルでしよう、幅が。川とも思はない。あれは全部暗渠になつてゐる。あれがやはりあふれてゐるのです。私は狐川という名前だけ聞いてあつたのですけれども、こんな幅の暗渠です。そういうものができておる。だから、そういうものはふさがりきまつてゐる。そういうふうなことで被害を出してゐる。だから、こういう点もやはり政治上の責任があると思ふのです。それからもう一つ、神戸の新湊川の番町という所は、一帯浸水してゐるのですけれども、あそこなんか防高くして改築、こうずつと流れておつたのを港灣をつくるためという事で川の流れを変えたのです。それが今度の大水でもつてあの橋の所で詰まつて、もとの川の流れが道路になつて、そこへどつと流れてしまつて、川はもとへ戻つたがっているのです。そういうふうなことで言へば、神戸市の市民中央病院ですか、あそこも土砂を受けて大きな被害を出してゐるけれども、私行つてみて驚いたのですけれども、あの中央病院の裏、相当急な山です。相当急な山です。そこから溪流が流れてきて中央病院の敷地の中をまっすぐ流れておつたのを、九十度以上にひん曲げて外側へ持つてきてゐる。だから、この山からこう傾斜がきて、中央病院までの距離、私も歩測したが百メートルないと思ひます。どつと下へきて、百メートルないところへもつてきて、ひん曲げてゐるのです。だから、土砂が今度そのまどつと流れて、中央病院の中にどつと入つて、あの地下にあつた千何百万円もする機械がだめになつてしまつたというふうなことで、だれが考えたつて、そんなひん曲げ方をすれば、被害が起るのにはわかつてゐる、しるうとが考えたつて、それを専門家を起しておつて、そういうふうなことをして被害を起しておるというふうな点です。こういう点、佐世保なんかでも黒髪川は小学校の敷地

があるところに川を曲げてある。そこがあふれてゐるというふうなことで、だから、そういう点考へてみれば、本気でもつて日本のいま到達している高い技術水準を適用して都市をつくつていくというふうな観点で、この説明ではいふん言われるのですけれども、実際には、ちつとも実地には出ていない。たとえば神戸の観音寺川というのは上流の幅五メートル、下流の幅二メートルというふうなことで、結局自然の道理にさからつて川をいじつたところ、そこで災害を起してゐる。こういう点は、やはり早急に調べて必要な手を打つというようにしなければ、またよそで災害が起つてくるし、そういうことになると思ひます。それからもう一つは、尼崎に地盤沈下がどんどん起つて、聞いてみると昭和の初めから多いところで三、四メートル沈下してゐるというふうなことで、蓮川というのですが、比較的少数のポンプ、これが水につかつて、去年も一尺五寸、これは二尺ぐらゐ浸水してゐる。それでこのセロメートル地帯でポンプが常時活動してゐるのだけれども、水が出てくるとすぐつかつてしまふ。当然こういう点、わかり切つたことがやられていない。強力なポンプ設置して、しかももう少しポンプの場所を上げて水がつからぬようにしておけば、水が出たときには、ポンプがつかつて肝心のときに役に立たないということになつてしまふ。こういう事実が幾らでもあるのです。そうしてみると、やはり国とか地方公共団体が、この災害の予防対策という面で十分な配慮もしてゐないし、金も出してゐないだけで、かえつて災害を起すような工事を認可したり、みずから施行したりというふうなことをしてゐるというところに、一番大きな問題があるのです。だから、宅地の規制とかなんとかいうことで、これはあふないところはいかにぬという民間の規制をやるにしても、国が率先してそういう模範を示していかなければ、これは通らぬと思ふのです。だから、そういう意味で、今度のこの災害の経験から学ん

で、そういう点はやはりこれから先やらぬというだけでなく、いまあるものでも、大きい災害が起るようなところは、早目にひとつ手当てするといふようなことをやる必要があると思ひます。

ところが、これはついででなければ、大臣七月十三日の朝日新聞を見ますと、自民党の安保調査委員会ですか、これが十二日に大災害や内乱などの際の治安対策を検討するといふことをおやりになつたといふのですけれども、これはほんとうですか。

○国務大臣(西村英一君) 私は存じません。

○春日正一君 新聞にも出てゐるのだから、うそではないと思ふのですけれども、そういう大災害のときの治安対策といふことをお考えになる前に災害を起さぬこと、災害のあとにどういふふうな復興事業のために労働力なり物資なりを投じてやるかといふようなことを、この災害の直後の十二日なんですか、おやりになつたのは国民の望むところではないかと思ひます。私にはこれは意外に思つたのですが、何で、この時期に急遽災害対策あるいは大災害あるいは内乱に際して、大災害を内乱と結びつけて治安対策をやらなければならぬのか。かんぐつて言へば、そういう無責任なことをやつてゐるから、人民の反感がつつてきておる。だから何かのときに爆発しやせんかという、そういう憂いを持つておるのじゃないかというふうにも思ひます。これは公党として非常に遺憾だと思ひます。

それから対策について言へば、さつきも藤田委員長の質問にいろいろお答えになつたのですけれども、がけくずれも山くずれも全国の危険箇所、特に緊急を要するもの、これはどのくらいあつて、どのくらいやらなければならぬのかという問題です。

○国務大臣(西村英一君) 実は四十一年の足和田の事故がありましたのにかんがみまして、ああいうふうないわゆる土砂、土石類の流出発生箇所といふものを、これは調べておかなければならぬといふことで調べましたのですが、全国一万五千方

所はどの程度でございます。したがって、これらの点に対処するためにも、おそらく砂防工事をもつてしなければならぬと思うのであります。今回の四十二年の予算につきまして、私たちがかねてからやはり急傾斜地に対する、そういう場所には人家がある、これは一、二軒というふうな所にまでなかなか手が及ばないのでございすが、相当な部額があつて、それが危険だというふうな所に対して、これはぜひひとつ何か対策を立てたいということで、大蔵省と折衝いたしました結果、急傾斜地に対する本年度の急傾斜地域対策事業費というものを、新たに項を起しまして認めてもらつて、わずかでございすが、事業費にいたしまして二億、国庫にいたしまして一億の予算を計上いたしましたのでございます。しかし、その個所はどういう所を先行してやるかということ、ただいま調査中のところへ、今回の事故になつたのでございすが、しかし、おおむねその個所はまとまつておりますので、いづれ近く終結ができると思ひます。できますれば、今回の事故を参酌いたしまして、直ちにその予算をもつて急傾斜地には臨みたい、かように考へておる次第でございます。

○春日正一君 それで大体まとまつたということ、けつこうですけれども、これは一億、いわば二億ですね、これでは少な過ぎると思ひます。やはり追加予算でも十分とつて、できるだけ早目に手当てをするということをやつてほしいと思ひます。

それから先ほど来問題になつてゐるがけの上の住宅とか、危険なもの、こういうものは立ちのかわせる、あるいは今後そういう所に建てさせないといふことが必要なのではないかと、神戸へ行つて事情を聞いてみますと、何であのがけの上に着ををつくるかといふことになる、結局、あつちのはうに行けば安い、須磨、明石なんか、まあ平らなところは高くても行けない、そういうような事情があるというのです。そうすると、当然公営住宅を大量に建ててそこへ移つてもらふとか、あ

るいは宅地を造成して提供するというようなことを、政府のほうで援助しませんが、理屈はわかつておるけれども、金がないから山のはうに行くといふことになつてしまふのです。だから、こういう点も十分配慮してやはり予算をとつていくといふことをやつてほしいと思ひます。

それからもう一つの問題は、神戸……、私も聞いたのはだいぶ違ふのですが、全壊が三百四十、半壊三百四十二、で市として二百七十戸の急住宅を要求したら、県としては国のほうの規制もあるといふことで九十戸しか建てない。これでは少な過ぎるという話を聞いたのですけれども、応急住宅を建てる基準といふものは、ワタと

○説明員(飯原久弥君) ただいまのお尋ねの点で、災害救助法が適用になりました場合には、その災害救助法の適用になりました市町村のうちで所得割りを納めておる住民の方を除きまして、比較的所得の方の応急仮設住宅を建てることになつておるわけでございます。で、基準といひましては、全壊ないしは流失をいたしました全家の三割といふことになつておりますが、ただ、今度のようにかなり広地域の災害の場合におきましては特別な基準といふことで、実情に合うように設置の戸数といふものも個々の実態に合わせて認めてまいつておるところでございます。

○春日正一君 それでいま聞いてみると、所得割りを払つておる人はいない、こういうふうな形で、均等割りだけしか払えない人に応急住宅といつても、実際災害の状況によれば、所得割りを払つておる人だつて、簡単に自分のうちを建てられぬといふ人もたくさん出てくると思ひます。だから、やはりそういうものはそちらの実情に応じて必要なものはつくらせるということに、これはできない規則になつてゐるのですか。

○説明員(飯原久弥君) 災害救助法のたてまえから申しまして、やはり一定の比率で困つておる方々の応急仮設住宅といふことでございすか

ら、勢い標準的な基礎をいたしましては、三割といふふうにならざるを得ないと思ひます。ただ、災害救助法の応急的な救助以外に、世帯更生資金の災害の資金と、あるいは住宅資金等もございすので、こういう制度も合わせましてさしあつたての応急対策を行なつてまいると、こういうふうな取り扱ひをいたしておるところでございす。

○春日正一君 では実情に応じてやれるということですね。それから復旧工事の問題ですけれども、これは建設大臣のほうですけれども、先ほど藤田委員長も言われましたように、あれは三十九年で三、五、二の比率でいつておるのですか。

○政府委員(吉賀重四郎君) 災害復旧は全体を四十年、そのうち緊要工事を三割にしてやつております。しかし、大臣から御説明がありましたように、ただいま非常に進度アップしております。さらに第四年目の仕事につきましては、国庫債務負担行為等の活用によりまして、おおよそ三十九年範囲内程度にいままで進度アップしてきております。

○春日正一君 これを地元の自治体に聞いてみますと、やはり三、五、二を五、三、二の割合でやつてくれないうか、初年度にできるだけよいやつてほしいといふ非常に強い希望があるのです。これを申し添えておきます。

もう一つ、有田とか伊万里も相当今度水害があつたわけですが、やはり水田なんか点々と被害を受けておるところがある。一つに大きくかたまつてやられたときには援助が得られるけれども、しかし点々として、個所としては多いけれども、一かたまりになつていないといふようなところでは、援助の対象にならないのではないかと、この不安があるのですけれども、こういうものに対する援助はどういう考慮をされておりますか。——これはいいですか。いなければ、これは別に役所に直接聞いてみますから。この災

害のあとの緊急の援助というのですか、あれのやり方ですけれども、私も行って調べてきたのは、神戸の東須磨小学校、これ十五日現在です。それから、災害後一週間ですけれども、朝めし二人にパン一個、昼めし抜き、夕食にぎりめし一個、これは救助法という金額にも私は満たぬものだと思います。それで特にそういう長い期間の間、日本人ですからやはりパンとかそういうものだけでなくて野菜もほしい、みそ汁もほしいといふような要求もあるわけですね。当然、この場合、呉なんかは学校の給食設備を使つて、みそ汁なんかたき出して非常に喜ばれたといふようなことがある。そうすると、こういうものがこの都市に行つても大都市にはあるわけですから、そういうものを使つてやろうとすれば、応急の場合に、まあそれはみんな被害を受けて苦しんでおるのですけれども、やはりそういう要求の満たされるようなことができるはずなんですけれども、そういう点の指導はどうなんですか、やつておいでになるのですか。

○説明員(飯原久弥君) ただいまお尋ねの災害救助によるたき出しでございますが、一部の地方では、確かに御指摘のように災害救助の基準に満たないでたき出しの状況上非常にお困りになつたといふことは、現地の方とも常に連絡をとつてきておりますが、これは一般的に申しますと、この輸送とかそういうことが必ずしも徹底してなかつたといふふう聞いておりますので、私も日ごろ実施機関でございす県、さらにその委任を受けた市町村の直接従事をされる方々に、一刻でも早くかつ適正な応急の救護を実施してもらひますように、日ごろ会議あるいは訓練等を通じて努力をしておるところでございすが、これは鉄砲水等の非常に急激な、しかも短期間の場合には、間々ともしますといふ三食のたき出しが、配給が十分でなかつたといふような事情もございすので、一そうそういう点の援助の体制とでも申しますか、そういうものは強化をしてみたいと思つております。

○春日正一君 それで、法でいうと一日食費幾らになっておりますか、神戸あたりで。

○説明員(飯原久弥君) 災害救助法に基づきましてたき出しは一日百円でございまして、ただ、これは初めの五日間が百円でございまして、六日目から百三十円に、これは被災状況が長引きますと、先ほども御指摘ございましたように、かなり栄養その他の面も不足してまいりましたのでございまして、こういうふうな特別基準を設定するというところにいたしておるわけでございまして、冠水状態がと申しますか、そういう被災状態が続いております長崎の一部あるいは大阪の一部等では、やはりその延長を行なっております。これは従前と同じでございます。

なお、単価につきましては、年々引き上げを財政当局のほうと折衝をいたしまして、行なっておりますところでございます。

○春日正一君 その点で、ふだんにやはり準備がされてないという問題があるのじゃないですか。たとえば佐賀県の例を聞いてみますと、緊急用の食糧の用意がなかった、あるいは防疫の問題でも、クレゾールがドラムかんに三十本しか用意がしてなかった。だから、伊万里あたりでも、石灰を一回まいただけで、あとあと消毒を続けていくというふうな点では非常に不十分だったというふうな報告が私どもにも来ておりますけれども、こういうような特別いまの時期に、伝染病の広がる危険性もあるこういうときに、やはり消毒のための緊急必要な分くらいはいつでも調達できる、あるいは緊急な食糧くらいはいつでも調達できる。特に大震災を受けているのは都市ですから、神戸あたりで、パンがそんなにない、緊急に焼くといつても間に合いません。ですから、そういう面では、やはりそれに対する準備、配慮というものがなかったのではないかと、こういうことですね。この点、将来、やはり十分に今後の経験をくみ取って、十分準備する必要があると思ひます。

それからもう一つ、商店なんかの融資の問題で

すけれども、これは建設大臣に聞いてもむりだから飛ばしておきますか……。

もう一つはこういう問題があるのです。これは建設省と直接関係があると思うのですけれども、つまり災害のどさくさにまぎれて、都市計画道路の拡張をやるので、被害者にうちを建てさせないという問題が出てくるのです。これは神戸の兵庫区荒田町三丁目、荒田小学校東側の道路を十メートルを十五メートルに広げる。そこで、五軒のうちの二軒半壊になっておるのですけれども、そのうちの一軒の人がそこを建てようと思つたら、地主は自分の土地だからということで建てさせない。ところが、神戸市の都市計画局は、再建まかりならぬという立て札を建てておるといふのです。事情を聞いてみたら、こういうことになつておるといふのですけれども、つまり、地主との間には七、八年も前からこれを広げるから、だから、これは収用するといつて、かえり地までちゃんとできておる。ところが、それが家人には全然知らされぬままに来ておつて、災害で流されてしまったとたんに、ばつとへいを建てられてしまった、こういうことです。こういうことが、やっぱり役所に対してたいへん不信をつくり出してゐるわけですね。人の災難に乗じて追いつけるというふうな意味ですね。こういうことはあれですか、規則としては、地主が国なり自治体とそういう契約をする場合、借地人なり、借家人には全然そういうことを話をせぬでやつてしまつていゝということに、法律上なつてゐるのですか。

○政府委員(志村清一君) 具体の事例、私もよく承知しておりますが、たとえばある土地が、いまその地主さんがおつて、借地人が家を建てておる。その家をどかして、そこを道路にしなければならぬという場合には、当然租地権者の地主さんばかりでなく、借地人とも話し合いをする必要があるかと思ひます。

○春日正一君 これで私は最後の質問としますから。最後に、先ほども出た見舞い金の問題ですけれども、

ども、こういうような、私はずつと行つてきた事実から見れば、国とか地方公共団体の責任というもの、相当重いのではなかつたか。ところがこれに對して神戸の場合、死亡者には県から五千元、市から五千元、重傷者には県から二千元、市から二千五百円、全壊に對しては県から五千元、市から五百円、半壊に對しては県から五千元、市から五百円というふうなことになつてゐますけれども、これは全国大体こんな標準でやられてゐるのですか。その点が一つ、ついでに聞いてしまひますけれども、やはり、これではあまりひど過ぎるのじゃないか。先ほど大臣も答弁していただきましたけれども、罹災者、特にカントリークラブの下の一人名というふうな死亡者を出した、ああいうような人たちに對しては五千元五千元で一万円というふうなことで済ましていいものかどうか、この点、国なり地方自治体の責任としてどう考へるか、この二つの点を答弁していただきたい。自治省から。

○説明員(山本成美君) これはどこからお答えしていいのかわつと私も迷つたのであります。御指名でございまして私と申しますと、見舞い金と申しますのは、どちらかと申しますと、災害の起りました場合に、さしたつて身のまわり品で石けんでありまして、あるいはタオルでありましてとかといったようなものが要になるといふたような程度のところに着眼いたしまして、各都道府県あるいは市町村におきまして、さいふの許す範囲で見舞いと申しますかお気持ち料と申しますか、そういう形で見舞い金と稱して渡しておるというのが実態でございまして、したがひまして、財源のよろしいところ、あるいは財源の悪いところによりまして差が出てくるのは、当然でございまして、したがつて、各府県あるいは各市町村間に統一できないということも事実あるわけでございます。実情に應じて出しているのが実態だと思ひます。

○春日正一君 もう一つ。それで見舞い金は、そういうことで見舞いなんだから、金があるなしに

よつてということはいふまでもなく、この国家賠償法の第二条ですか、これには「道路、河川その他の公の營造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」ということになつてゐます。そうすると、私が先ほど来ずつとあげてきたような幾つもの事例というのは、当然これは、この国家賠償法による、賠償の対象になるべきものだ、というふうには思ひますけれども、その点どうですか。これは建設大臣に聞いておきます。

○国務大臣(西村英一君) それはやはり、法制局長官に聞かぬとわかりませんが、大体は、国は個人には對抗せぬといふことにたてまはなつておるわけでございます。何らかの間接的なあれを通じてやる。今回、そういう国家のそれは、実際の事例に即して言わなければならぬわけでございます。今回の場合は、山やけがけがくずれた、何々がどうしたといふことが国家の責任になるかどうかといふことになるわけでございます。もし、国家の責任といふことになればさうでございます。したが、一般的の個人の損害に對して国家は對抗しないといふのが、いまのたてまえでございます。しかし、それがあつたらば国家は何もしないといふわけではございませんが、いろいろ間接的な救助の方法はとるわけでございます。国家の責任といふことになれば別ですが、今回の場合、国家はそれは責任が——責任といふか、そういう直接的な賠償責任云々とかいふことは、軽々しく私は言えないのでございまして。

○相澤重明君 ちょっと関連して一つだけ聞いておきたいのは、大臣、さつき被害報告が出たが、災害危険区域といふ指定をされたところが災害の、事故になつた個所のうち何カ所くらいあるんですか。これわかたら、あとで資料でけっこうです。いま答弁がもしできなかったら、あとで資料出してください。それから災害危険区域の指定を行なつた場合、災害救助法の発動以前はどういう措置をとりましたか。この場合のいわゆる避難の

勸告なり命令というものがあつたのかないのか。法的な解釈はどうなのか。これをひとつ説明してください。

○政府委員(三橋信一君) たいだいまのお尋ねでございますが、建築基準法の第三十九条に災害危険区域という条項がございます。この条項は地方公共団体は、条例でその津波とか高潮とかあるいは出水等によりまして、危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができるということになっております。この条例におきまして、その危険区域内におきまして住居の用に供します建築物の建築を禁止するか、あるいはその他の建築物の建築に関する制限で、災害防止上必要なものを規定することができるということになっております。また同時に第四十条におきまして、地方公共団体がこの建築基準法にいろいろの規定がございますけれども、さらにそれに条項を付加いたしました。危険と認められる場合等には、その条例によりまして建築物の敷地、構造または建築設備に關しまして、安全上、防火上または衛生上必要な制限を付加できるということになっております。

したがって、三十九条の条項におきましては、住居の用に供する建築物について禁止ができるということになっておりますが、その条項以外の四十条等におきましては、単なる制限でございます。したがっていま、この条項がどういふ地域に設けられているかと申しますと、現在まで全国で五カ所だけでございます。この五カ所の条項は、それぞれいろいろな台風とか津波とかそういうような事例が発生いたしまして、その結果設けられたものが多くございまして、大阪府と堺市の一部につきまして大阪府の条例がございまして、それから北海道の厚岸郡の浜中村に對しまして、やはり同じような条項がございまして、それから長野県の飯田市、それから名古屋市の一部、これは名古屋港の周辺でございます。それからもう一つ札幌市の白石町におきまして条項がございまして、そこで、このような条項で禁止したらどういふことになるかというふうなお尋ねだと思ひますけれども、

ども、やはり建築基準法で建築物が危険である、あるいは住居が危険であるという場合に、この建築基準法に盛り込んでおきますと、たとえば地すべりの地域におきまして、地すべりの規制法がございまして、あの法律において地すべりの危険地域といたうことに指定されまして、それでたとえば危険だからこの地域はあぶないんだということになりますれば、基準法でも、これを受けて当然いくべきものであらう。したがって、一例をたゞいまして申し上げたにすぎませんけれども、やはりその危険であるかないかという物理的なその判断というものは、何か建築物だけの尺度から判断できるものではないんではなからうか。やはり他のそういういろいろな制限的な立法がございまして、こういうものとタイアップいたしまして、そうしてこの建築の規制というものをやっていくべきではなからうか。特にこれは火災等の場合につきましましては、必ずしも私にたいだいま申し上げたような関係ではないと思ひますけれども、たいだいまの問題になっておりますような天然の自然現象から発生いたしますようなものにつきましましては、やはりそのような他の種の立法がいろいろございまして、けれども、その制限と相まって建築の規制をするのが、妥当ではなからうかというふうにも私も考へておる次第でございます。

○相澤重明君 建設大臣、がけという問題についての定義の問題、この前田中君からも話があったね。これはいわゆる天然のものと、自然現象のものと人工でつくったものとのあるわけだね。いまのたぐいは建築の問題について、住宅の問題についてがけ下につく、がけ上につく。こういう問題でいま住宅の問題をとつても言えるわけね。いわゆる災害危険区域だという指定は、条項があれば条項で押さえることもできるわけね。条項がない場合には、なかなか指定ということがむずかしい。そうすると、地方の自治体におけるこの行政指導の上で、私権、国民の私権に對して、おれはここに住宅を建てたいのだ、こう言つたときに、それを制限するものはどうする。いわゆる

る命令が出せるのか、勸告で終わるのか、こういうところに問題点があると私は思う。ですからこれは現在の立法上の問題も含むかもしれないが、いわゆるそういう定義の、たとえばがけの定義の問題なり、あるいは避難をさせる場合の命令であるか勸告であるか、そういう立法上どうそれを當てていくかというのをしないと、これがいわゆる建築局長の指示に従うか、消防署長のいわゆる命令にのるか、河川局長の勸告にのるか、一体この省がそういうことをやるのか。起きた結果については、こういうふうなたいへん被害があらうとした、しかしどこにもそれは立法上あるいは行政上の責任というものが持てない、こういう点を私も心配するわけです。そういう点についてのいまの見解を聞くために、たとえば住宅の問題点を説明をしてもらつたわけですが、この点、大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(西村英一君) おたくのそういう言は、詳しくはありますが、つまり宅地造成規制法には罰則はあるわけですが、罰則は明らかにある。もちろん罰則を適用する場合は、それは中止命令というものが出せます。で中止命令を聞かなかつたらどうなるか、それは罰則はあるわけですが、しかし、いまの建築基準法で言うその規制、危険何となくということについて罰則があるかどうか知りませんが、法律に基づいて、そしてその法律に基づいて地方公共団体が条例をつくつて、そしてその条例に従わないというのなら、それは罰則の適用は私はできるものだと考へております。

○相澤重明君 ですから、大臣は新しい法律をつくつた場合、たとえば建築基準法というものがよくやく新しくできた、宅地造成法ができた、これは新しい法律なんですね。そういういままでの実態からいって、こういう法律をつくらなければいけない、こういうことでよくやく法律ができて、いまその規制が加えられつた。しかし、この法律のできる前のものはどうなる。法律ができる前にすでに家が建つておつた。あるいはそういう事態になつておつたというものは、一体どうなるか。これを規制するものはない。そこで、先ほどの危険区域という指定をすれば、ある程度そういう問題についての規制ができるわけですが、ところが、残念ながら条項がなければそれは規制はできない。そこで、条項がある場合と条項がない場合の政府として行政上の指示というものを考へておかないと、あるいはもし足らなければ法律を改正していかないと、私は災害が起きた場合に、いつもこういうことが繰り返されてくるんじゃないか、こういう心配をするわけです。そういう点についての基本的な問題を、われわれは末端において常にそういう点を立ち会つておるわけです。危険区域を指定する場合にも、どうすればいいかということとで立ち会つと、そういうふうな悩みを持つていくわけですから、やはり政府の一貫した指導方針というものを持つてもらいたい。私はこういう意味で、いまの新しい法律の宅地造成法なり、建築基準法なりができた後のことはいまわかつておる、以前のものはどうするのか、大臣どうですか。

○政府委員(志村清一君) 宅地造成等規制法の適用になつた後は、なるほど今回の災害の例を見ましてもわずかな崩壊でございまして、それ以前のものも問題ではないかという御指摘かと存じます。が、それにつきましましては、宅地造成等規制法におきまして、知事なり市長が、従来行なわれた宅地で災害の防止のために必要な擁壁または排水施設が設置されてないか、またはきつめて不完全で、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが多いという場合には改善命令を行なう、あるいは保全の勸告を行なうという措置ができることになっております。これらにつきましても、従来規制区域を指定いたしました公共団体に對しましては、ただけ取りまして改善命令、勸告を行なうように指導いたしておりますが、今回の災害にあたりまして、危険な区域につきましましては、パトロールと申しますか、回りまして、これがあぶないからというふうな注意などをして

おったのが実態でございます。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を始めて。

○相澤重明君 私はこれで終わるんですが、局長、いまの命令と勧告とは違うわけですよ。命令と勧告は明らかに違うのです。私はそう解釈をしているのです。ですから現場では混乱をするのです。私はそういう意味で、非常災害を常に頭に置く場合に、勧告だけではどうしても十分ではないという見解を持っているのです。いまの災害危険区域を指定をする場合には、勧告だけじゃどうしてもだめだ、こういう意味で政府の施策というものを前向きに進めてもらいたい、こういう希望を持って私の質問を終わります。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、派遣委員の報告はこれをもって終了いたします。

○委員長(藤田進君) 次に、建設資材労務対策に関する件を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 建設大臣に伺うのですが、二十日にいよいよ建設資材労務調査室というものをどこかの局に設けることになっているそうですが、それは大体どういうものを目的としてやるのか、資料はもらってありますけれども、大体大臣からひとつ構想を話していただきたい。

○国務大臣(西村英一君) 今回建設資材等を扱う部屋を、計画局につくりたいと思っておるのであります。元来、公共事業は今後ますます進めていかなければなりませんし、また、その使いまする金も、国家財政の非常に大きい部分を占めることになっておるのでございます。それで今後三年や五年のみならず、ずっとそれは続いていくと思うのであります。したがって、そのときににおける建設行政として一番やはり大事なことは、従来はそうでもありませんでしたが、大規模建設の仕事に必要な資材であるとか、あるいは鉄骨であるとか、木材であるとかいう資材の面に、相当に

注意を払わなければならぬような気がいたすのであります。従来は請負工事にかければ、まあ全然取り合なかつたことではございませんが、請負工事にかければ、もうわが事終われりというような態度で、今日まで進んできたように見受けますが、今後はなかなかそうはいかないと思ひます。したがって、その方面に対してより一そうの関心を高めまして、そうしてなるべく安易な、あるいは工事がスムーズにいくなかに、その資材の面について十分調査研究をさせたいということのために、計画をいたしたような次第でございます。

○田中一君 労務対策については……。

○国務大臣(西村英一君) 労務対策につきましても、これはやはり若年労働力が非常に少なくなりつつあるということは、もう田中先生も御承知のとおりでございます。したがって、こういうような点につきましても、もう少し何とか申しまうか、やはり建設業だけにまかせず、少し計画的に総合的にものごとを考えていきたい。どちらかと申しますと、労働省はございまして、まあそのときに及んでは労働省にございまして、その間にもありますけれども、ほとんど系統的な連絡がないように見受けられるのでございます。しかもその労働者の中には、ことに欠けておる点は、技能者の問題でございます。技能者は実に、たとえば大工であるとか左官であるとか、それは建築の近代化でそういうものがだんだん要らなくなるような傾向にありまして、なお日本の現状からいいますと、必ずしもそれを軽視するわけにはいきません。したがって、そういうわが国における特殊な技能者というものにつきましても、これはひとつみずから進んでこれを養成するということな体制をとっていかないと、どうもこれからの建設量をまかなっていかないような気がいたしますので、労働もあわせてひとつ研究調査をさせた

い、かような意味がございます。

○田中一君 これはかつて職業訓練法ができた當時も、私は労働委員会についてこれはきびしく建設省と打ち合わせをして職業訓練、特に建設関係の技能、技術に対してはやれと言っておいたんですよ。ところが、いまあなたから連絡がないと、連絡が少ないんだというような発言があったのは、はなはだ遺憾です。当時職業訓練法に基づく職業訓練を青少年に行なう場合には、常に建設省と合議をいうるようによい協定書ができてはいます。どういう文面か、ひとつ計画局長読んでください、協定書を。

○政府委員(志村清一君) 協定書をただいま持ち合わせておりませんが、労働省ともなるべく緊密な連絡をとるというところで折衝いたしておりますが、大臣も仰せられたように、今後はこれ以上さらに緊密な連絡をとりたい、かように考えております。

○田中一君 大臣が緊密な連絡がないと言っているんですよ。だからこういう質問をしている。さらにどういふ緊密な連絡をとろうというのか、もう少し具体的に何をしようとするのか、今日の事態として大工職が少ない、したがって大工職に対してこうするのだ、あるいは木舞職なんというのは、だんだんなくなっているから、それに代わって新建材を扱うとかなんとかという、そうした具体的建設大臣が命じている公共建築物というのは、相当たくさんあるわけなんだ。こういうものに対して何を求めて要求しようとするのか、折衝しようとするのか、ひとつ説明をしてほしいと思うんです。

○政府委員(志村清一君) 建設労働者、特に技能系の労働者につきましては、従来から充足率が低く、この養成につきましても、われわれとしても苦心をいたしておるところでございますが、先ほども申し上げましたように建設省、労働省、それから業界、三者の懇談会をしばしば持ちまして、全体的な問題等についても議論をいたし、また特に技能系の労働者につきましても、昭和四十年から四十五年の間に一体どれくらい不足するだろうという数字なども、互いに計算し合っております。大体私も推計したところでは、四十四万人

ぐらい足りないんじゃないか。そういったしますと、それを職業訓練あるいは事業内訓練、さらには建設省でやっております産業開発青年隊によるオペレーターの訓練といったようなことで、どういふふうに割り振りなり訓練していくか、また事業内訓練にいたしまして、従来の行き方をどう変えたいかというようなこと等につきましても、今後ともお互いに話し合いを進めたい、かように考えておる次第でございます。

○田中一君 そうすると六人です、職員は。六人が部屋に配属されることになっておりますが、この六人の人は、資材と労働と分けてどういふぐあいに配置されるんです、構成はどういうことになるんです。

○政府委員(志村清一君) これから新設しようという室でございますので、わずかの人数ではございますが全員で労務、資材関係の問題を担当させていただきます。資材につきましても、同時に私どものほうで調査統計課というのがございまして、そこでも労務問題についての調査なり統計なり、あるいは資材面の調査なりの問題を処理いたしております。それから先生御存じのとおり、建設振興課というのがございます。そこでも建設振興の問題も取り扱いたしておりますが、そういった各関係の課と連絡を取りながら、この建設資材労務調査室におきまして取りまとめをするようにつとめさせていただきます。かように考えております。

○田中一君 この建設労働者は結局こういう大きな問題があるわけですね。たとえば不安定な就業条件だということですね、それから賃金もこれまた相手次第によつていつも動くということですね。職場がぐるんこれは安定してないということ、こういう点の悪条件がある。ほんとうに労務問題を考えるならば、いま懸案になつてゐる大きな問題、ことに社会保障制度なんというものは、そのうち大きな障害です。今日一般労働組合の労働者と同じようなことにならないわけなんです。労働組合というか、労働法に規定されている労働者

です。一べん雇用すれば終身雇用という形の雇

用契約の中における条件とは合わないわけでは

ない。そういう根本的な問題が解決されれば、建設労働

者を指向する青年の数が多くなってくるわけなん

です。そうした問題も十分に検討しようというの

ですか。ただ技能、技術を持っているところの青

少年がたくさん出ればいいんだ、何とかそれをし

るをたたいでも、それを生み出すというような

考え方で立っているんですか、この根本的な姿勢

を聞きたいんです。労働省はただ、いまの現状

では労働政策の面からいって不安定雇用、低賃

金、それから社会保障皆無というような状態の中

で、ただ仕事さえ与えていけばいいんだ、貧乏人

の能力のない、能力というか、あまり頭がよくない

から大工、左官にしようというのとはとてもな

い考えなんです。いま建設大臣も請負人と相談し

てものをきめようと言っておりますが、これは請

負人の問題ではないのです、労務問題は、なぜ建

設労働者が少ないか、これを解決しようというの

は、請負人に聞いたから解決されるものじゃない

は、労働省に聞いたから解決されるものじゃない

ますけれども、やっておいて、しかもなおかつ

いまはやはり充足率がやばりうまいかないの

ですから、もう少し建設省として、どういう方向

にいくか知りませんが、力を尽くしてまいりたい

ということが一つ、それから一般の労働者につ

ましては、いまのままでいきますと、これは各

建設業者が自分のところで、ただ単にその場限り

で高賃金を積み上げて、背に腹はかえられぬとき

は料金をたくさん出して、その場限りになるわけ

でございます。したがって、長い目ではやはり

建設業の労働者については、安定のいくよう

な、また建設業界がもとに従業員のための、労働

者のための福祉を考えた、安定した職業になるよ

うに、そういうことを含んでひとつ研究をさせ

て安定に持っていくたい、こういうようなことを

含めまして今度室をつくっていくたい。二つの技

能者の養成とそれから労働者の安定というよう

なことを考えつつやっておるのであります、もち

ろん、いま労働者のそれぞれの方々にまだ意見は

聞きませんが、徐々に私もそういう思想で展開を

していくつもりでございます。

に根本的にはその労働者自体の置かれておる地位

というものの、条件というものを、これを真剣に取り

上げて検討されなければならぬと思うのです。

この点は十分におやりになるつもりです。

○国務大臣(西村英一君) 十分にやるつもりでござ

います。

○田中一君 それからこの建設工事の価格の安定

というものは、建設労働者の賃金に對してはどう

いう見方をしておるのですか。かつて御承知のよ

うに占領時代にはPWという賃金体系がございま

した、PWというね。これは局長も知ってござい

らう。これは何であつたかということですね。こ

の性格は何であつたか、局長ひとつ説明してく

れ、PW賃金。

○政府委員(志村清一君) もう廃止になってしま

うて、たしか労働省で調査をいたしました結果、

PW賃金を出しまして、大体その額でもって公共

事業等に使う賃金ベースにするというふうなよう

に記憶いたしております。

○田中一君 これは御承知のように、終戦後にも

う労働者の不足からウナギ登りに上がる、それか

を質問しているわけですね。建築工事の価格の安定

という項目は、それはどうですか。

○政府委員(志村清一君) 一休基準賃金をつくり

ましてそれを押しつけるなんというのをいたし

まして、できるはずのものではないと思ひます。

○田中一君 それから職業訓練所、職業訓練を行

なうのだというの考え方、労働省はまあ建

築中央訓練センターをつくっていますね、二つば

かり、昨年でしたか。それでそういう具体的な養

成所、訓練所あるいは学校なんかをつくるのだと

いうことの考え方ですか。労働者が行なつてお

るこの職業訓練、いわゆる事業内訓練ね、公共

施設における訓練と二つに分かれておりますけれ

ども、その点はいろいろ形で建設省は行なつて

しております。

○政府委員(志村清一君) それらにつきまして、

十分今後とも検討したいと存じております

が、先生御承知のとおり公共職業訓練所だけで

きるはずのものではないと思ひます。事業内訓練と

いうものの持つウェイトというのは、きわめて高

うございますので、これをどうスムーズに能率的

と考へております。

○田中一君 職業訓練、現在の職業訓練法の欠点

は、いわゆる職業訓練で技能士なら技能士にな

たということから生まれる賃金と、就労の安定が

ないから希望者が少ないということになるのだ

です。それからまた事業内訓練、いま各労働組合

なかで事業内訓練として行なつておりますけれ

ども、事業内訓練にしても労働組合でできるの

であつて、いま一般の請負人がやるようなも

のではありません。請負人がやつてその卒業

生を全部安定した就労条件で雇うならいざ知

らず、そうでないのです。当然水と同じように流

れる、労働条件のいいところへいくのです。こ

うなればいふ言つたような請負人によつて事業内訓

練をさせようなんということは、これは絶対でき

ないと思ひます。

○田中一君 職業訓練、現在の職業訓練法の欠点

は、いわゆる職業訓練で技能士なら技能士にな

たということから生まれる賃金と、就労の安定が

ないから希望者が少ないということになるのだ

です。それからまた事業内訓練、いま各労働組合

ません。終戦後かつてやったのですよ。終戦後かつてやって失敗している。労働市場というものは、長期雇用による労働市場でないというところは、大きな欠点があるのですね。建設労働者の場合にはそれを、いま建設大臣が言っているように、労働省がやっているこれ以外に新しい訓練方式をとるといふことは、どういう方式をとろうとするのかですね。事業内訓練を請負人等にやらせたところには、相当補助金でもやるのか——補助金をもらったって、それはなるほど国家的に見て一つの減びくい技能というものが残されるということのむろんプラス面もありますけれども、はたしてそれが今日建設大臣が考えているような労務対策、労働者不足からくるところの充足にはならないわけなんです。そうすぐつながらないわけなんです。だからもっと根本的に職業訓練所で行なうところの訓練の実態がどうであるか、卒業生の就業状態はどうであるか、一般労働者としての権利が与えられておるかどうかという根本的な労働者対策というものを、この室で研究しなければならぬと思うのですよ。この点、大臣そういう方向に向かって進んでいかすつもりですか。

○國務大臣(西村英一君) 私も建設省に來ましてから、いま田中さんが言うようなことについて所管局長の説明を求めるわけですが、どうも納得があまりいいかないのです。たとえば事業内訓練といつても、そううまくいつているようでないし、それから労働省が職業訓練所、それにまかしておるといつても何のあれもない。そこで建設省は建設青年隊も持っておりますが、建設大学というものがある。その大学の内容を聞いてみますと、これまた少し納得がいかない。したがって、こういううせつかくの大学があるのだから、これをもう少し活用すべきものじゃなからうか。そうしてこの技能者の養成をいま一部分はやつております、機械の部分だけ。しかしいづれにいたしましても、やはりだんだんすべてのものもいづれにしても進歩していくのでございますから、やはり数の点からいいますと、それから近代化からい

ましても、やっぱり国家がたくさんの人員を養って、それを今度は機動隊にしてその実務につかせるといういろいろな方法をこれからとろう、方法論はいまこうやるのだ、だからひとつ見えていくれというだけのまとまったものはないのです。しかしながら、これから建設業がますます進んでいく上におきまして、いまのように建設業だけにまかしてどうも置けないような点がありますので、さらにひとつ力を尽くしたいと、こういうのがいまの考えでございます、今後いろいろ練っていくという考えでございます。

それからついででございしまするが資材の問題です。実はセメントは、これはもう土建業者が大部分使う。セメントの相手になるのが砂利なんです。戦後相当長い期間がありながら、砂利問題なところがないのです。これは土建業以外にほかに使うところがないのです。それに対してやはり対策が持てないのです。もとより砂利問題は非常にむずかしい問題です。これはおい立ちがありますから簡単にはいきませんけれども、これあたりももう少し系統的に何かやらないと、こればかりで——さいぜんもダンブカールの取り締まりをすると一ぺんにトン当たり二千円も上がるということでありますから、今後ますますこのほうも技術的に量的に、やはり何かの対策を立てなければならぬというのが、資材と労務に対する部屋を持ちまして心を払いたい、こういうことでございます。

○田中一君 それから業務内容に特定的大型工事というの、何をきしているのです、特定的大型工事。たとえば住宅等のプレハブ、大型プレハブ化などを考えているのですか、それとも三十六階を考えているのですか。

○政府委員(志村清一君) もちろん、労務の生産性を向上する点につきましては、配慮いたしますので、資材の向上生産化というふうなことににつきましては、たとえばプレハブなんかにつきましては、住宅局を助けてやっていくというふうなことも考えられるわけですが、先生お手持ちの資料につきまして私まだ見ておりませんの

ですが、たとえば大きな万博というように、ございまして、そこで資材、労務が非常によい要るというような場合に、この室が一つの何といいますか、事務局といいますか、窓口と申ししますか、さようなことになることも考えられることだと思ひます。なお、労務問題につきましては、先ほど来先生おっしゃっておられますように、建設労働力のいろいろな問題になりますのは、質的にやはり何と申しますか、労働環境とか、労働者の福祉とかというふうな基本的な問題にメスを入れなければならぬことは事実でございます。これらの点につきましては、単に労務調査室だけではございませんで、地方建設業審議会等におきます議論なんかも当然出てきますが、そういう点につきましては、今後とも十分な配慮を進めたい、かように考えておる次第でございます。

○田中一君　いま局長から万博工事が出たから、万博工事がかりに大型緊急な、至上命令的な、時間のないいろいろな制約がある仕事であります。そこで万博工事に対しては、建設大臣何か構想が、たとえば労務がないならばこうしよう、ああいようという何か構想を持っているようですが、それはどんな構想ですか。

○国務大臣(西村英一) 卷 ます第一番には、やはり工事を早く出す。したがいまして四十二年度の、つまり近畿地建及び大阪市、府の工事は十月までに全部工事は出してしまふ、この命令をいたしまして、これは直接の労働問題ではございませんが、どうしてもピークがあれば、非常に困る。しかしまあ、私はこれはどうかわからないのですが、万博までには三つの冬がある。ことしの冬、来年の冬、再来年の冬がある。この冬には、いままでの例として冬季に仕事のない方々は出かけて仕事をするわけです。これはわれわれが誘わなくてもするわけです。したがいまして、この労働力をもう少し組織的にうまく利用できないか、そのためには、もちろん当該県に対しました当該労働基準局に対して組織的に労働者をあれるする、しこうしてその労働者に対しまして、この建設業が

自分の好いままにできないような、ある程度のこちらがにらんでおいて、労働者のための福祉施設も考えてやり、そのほうに向けるというようなのが、ある程度の統制をもって労働力を使えないだろうかと、いまおぼろげながら考えておるのでございます。したがって、国会が済みますれば、もちろん大阪当局におきましては、労働者対策本部等もつくってやっております。やっておりますが、まあ、建設省として考えることは、いろいろな手はございませうが、私としては冬季労働者をうまく利用するということ、したがっていまして工事はスムーズに出すということを、いま考えておるところでございます。

○田中一君 それは決して何というか、職業安定所を通じたり、一つの供出県等に命令して供出させるなどということではなくして、どこまでも労働者の基本的な人権というか、労働条件というものの的確な方針を、建設大臣が定めてくればいいわけなのであります。これは従来とも何へんも私もそういう労働者に実際に聞いて、建設省に持ち込んだことあります。下請けの下請けあたりがいろいろ使つて、労働者に賃金払わないで逃げちゃうんですね、そんな例はたくさんあります。だからそれにはまず建設大臣は、労働者は何を考へているか、労働者は何を求めているか、全国の労働者、ことに季節労働者、冬季労働者、寒冷地の労働者に助けてもらおうというならば、その人たちがどういう条件で何を考へているか知らなければならぬのですよ。この点を十分に話し合つていくという実態を、ただ局長や何かにまかしてはだめです。あなた政治家なんだから、あなた自身が完全に把握しなければだめです。これひとつお願いします。そこで、この間どこから、自民党の中から出たのですが、台湾か韓国の技能労働者を移入しようじゃないか、こういう案が出たように聞いておりますけれども、その点はどうですか。

○國務大臣(西村英一君) ちょっと聞いたことはありませんが、私はそれは考へておりません。

○田中一君 考えておらぬということよりも、もつとはつきりと、そういう日本の労働者はまだ労働不足とはいえないながら、適所適材にないから、条件が悪いからなかなかないのであって、一人前の人格を尊重する形にならねば出てくるわけなんです。そこで外国人の労働者を使わないというように断言——だれか予算委員会か何かで断言した記憶があるけれども、建設大臣は断言できません。

○国務大臣(西村英一君) 考えておりませんという事は、私はそれにひとしいわけでありまして、私は使う意思はございません。

○田中一君 それからこの間、つい最近建設業審議会から小委員会の答申が出ましたね、これに対してどういう対処をしようとするのか、これは一つの答申の案として考えられておるので、これを政府としてはどういうふうにあい扱っていいのかということとは……、まだ見ておりませんか、大臣。

○国務大臣(西村英一君) まだ見ておりません。

○政府委員(志村清一君) 先生御指摘になられました分は、中央建設業審議会の法制小委員会の中のさらに起草小委員会がそういう案を求めまして、法制小委員会にかりに中間報告をしたという段階にとどまっております。まだ審議会としても意見を全部取りまとめているわけではございませんので、大臣もまだ詳細に御存じございません。

○田中一君 自民党が衆議院に提案している電気工業法案、これは建設省としてはどういふ見解を持ち、またどういふ態度でこれに臨んでおりますか。

○国務大臣(西村英一君) 好ましくございません。

○田中一君 それは議員提案で出ているのだから、それに対してどういふ政府としては言えぬでしょうか、好ましくないと、こういう答弁ですか。そうすると、私はこう解釈してよろしいですか、もうこういふ法案は出ない、成立しない。

ほうが政府としてはいいのだというふうな見解だというふうな解釈していいですか。

○国務大臣(西村英一君) 議員の方々の立法で出されたもので、私は相談を受けておりませんが、他の委員会にかかっているようでありませんが、もともとの法案は、やはり現在の建設業法との関係におきましてあまり好ましい法律ではないのであります。そういう意味で、私は好ましくないと云ったのであります。

○委員長(藤田進君) 本件についての質疑は、この程度にいたします。

これにて暫時休憩いたします。

午後二時三十八分休憩

午後四時十一分開会

○委員長(藤田進君) ただいまから委員会を再開いたします。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案、及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案を一括して議題とし、これより質疑を行ないます。

○松永忠二君 きょう整備本部長ですか、大臣にお聞きしますが、中部圏の開発整備法に基づく整備や開発、首都圏や近畿圏と違っている最も特色を持つていっているという点は、どんなふうな点があるのですか。

○国務大臣(西村英一君) まず第一の特徴は、まあ首都圏あるいは近畿圏のように都市の過密がひどくない。これからやり方によつては、りっぱな都市がわりあい安価な金でもって建設できるだろうというところでございます。しかも、近畿圏と首都圏の中心に位して、将来非常に希望の持てる都市である。したがって、法律の立て方もちよつとばかり両者に比べて違うわけでございます。

○松永忠二君 これはいま言ったような御説明もありませんし、特に近畿圏や首都圏と違って、わり

あい新産都市だとか工業整備特別地域とかといふような都市がわりあいにある。それで他の大阪とか京都、また東京のように非常に集中的な都市で中心的な都市よりも、むしろ名古屋の中部圏の占める位置というものは、それとはやや性格が違っているのじゃないか、特に中部圏内に非常に新産都市、工業整備の特別地域がある、これと名古屋の都市との連携をとっていくというところ、に、相当大きな違いがあるように私たち思うんです。特にまた日本海地方に特に開発を必要とするような地域、こういうようなものを持つていっているようなことで、そういう意味で多角的な性格を持つた開発事業だ、こういうふうな考えでおるわけなんです、したがって、そういうような意味からいって、この地域の発展、開発整備にあつて特に非常に重要な位置を占めるものがあるのです。重要な仕事、特に力点を入れなければできない仕事というものは、相当あるように思うのですが、こういう点について大臣からお答えいただいてもいいし、あるいは次長もいるわけですから、そういう点について、特に近畿圏、首都圏と比較して特に重要性を持つような仕事、そういう内容をもういふ点についてどういふふうにお考えになつているか、この点をひとつお聞かせを願いたい。

○国務大臣(西村英一君) やはり何と申しますか、名古屋付近、表とやはり裏を、北陸のはうの地点、裏を結ぶ交通関係、これがまあ主として道路、鉄道もございいますけれども、主として道路というものを、やはり基幹的な、これを結ぶこと、が、やはりこの圏内のやはり基幹的な仕事じゃないかと思われまふ。その道路交通は、ひとりこの北陸と東海を結ぶという意味のみならず、非常に広い範囲の中部の開発というところにつきましても、これは単に、レクリエーションとか観光とかいうこともありますが、それのみならず、たとえば工場にいたしまして、精密工場とかいろいろのもの、産業の誘致もできるのじゃないかといふふうな感じがいたしますから、第一に何をあげる

かというところ、まあ交通関係——道路、こう思われるわけでございます。

○松永忠二君 お話のように、やはり私たちも交通——道路というのが非常に重要性を占める、それと同時に、何か首都圏や近畿圏と違つて、いま言ったように、非常に事情の違つているところもあるわけで、いよいよ仕事を始めるという段階になれば、単に東京に整備本部があるからそれでいいという筋合いでもないように思う。こういう点について、やはり地方事務所を置くとか、整備本部だけでなしに、そういう意味で、近畿圏については大阪事務所というのがあるそうでありまふ。今後そういう面のつまり問題について考えていただきたい、そういうふうな思っているわけ

です。

そこで、もう少し話を進めて、中部圏の開発整備法の基本計画というのがいま進行されておるよう

に思うわけですが、この進行している状況と、今後どういふ時期にこの基本計画が上がつていくのか見通しの問題、これをひとつ、ちよつと次長のほうからお話をしたい。

○政府委員(国宗正義君) 中部圏開発整備の基本計画につきましては、ただいま中央と地方の協議会、九県の知事及び県会議長、市長の代表とからなりました地方の協議会と中央と鋭意緊密な打ち合わせを行ないまして作成の準備中でございますが、地方協議会は、ちよつと昨日第三回目の会議を開きまして、基本計画の骨子となつておりますところでございます。それが答申を待ちまして、

おおよそ本年の十月を目標にいたしておりますが、その答申を得まして、中央におきまして、できるだけすみやかに、来年のおそからない期日に作成する予定にいたしております。

○松永忠二君 その基本計画が閣議決定をされてくるのはいつごろの予定を考えておるのか。また、これが予算を出していくという時期が一体何年度に予算を出されるのか、これをひとつ。

○政府委員(国宗正義君) 閣議決定につきまして

は、それ以前に中央における各省の協議、大蔵省、自治省、その他の関係省を含め各省の協議等を必要としたし、中央におきまざる審議会の意見も聞かなければならぬわけでございますので、地方が提出いたしましたから六カ月見当は、ぜひ必要な期間に相なりまして。したがって来年度の六月を目標に閣議決定に持つていく事業計画にしております。予算化につきましては、したがって昭和四十三年度の予算には直ちに間に合わないわけでございますが、地方開発に必要といたします予算並びに事業は、一日も休みなく進めております関係上、すでに根幹となり得る事業につきましては、地方協議会、九県、知事から提出されまして、すでに本年昭和四十二年の予算につきましても、すでにそれが促進方を現に努力しておりますのでござい

●松永忠二君 地方協議会が基本計画を作成中だということですが、それについて中部の開発整備本部は、具体的にどういうふうな構想を持って進められておるか、この点を伺いたい。

○政府委員(国宗正義君) 中部開発整備法の骨子は、住民の各界各層の意見が結集いたしました。それらを地方協議会でさらに協議いたしました。出てくるわけですが、中央といいたしましては、それをただ出でくるのを待つだけではございせん、中央におきましても並行いたしまして、審議会、専門部会を開催いたします。各省ともいまの案を打ち合わせいたしておるところでございます。さらに調査につきましては、中部のあるべき姿というものを、すでに前年度におきまして調査をいたしまして、それらを課長会議、部長会議、場合によっては知事会議に私ども密なる連携をはかっている次第でございます。●松永忠二君 中部開発整備本部が二十年のビジョンを発表されている、こういうことですが、これは基本計画の地方協議会の作成ということとどういう関係を持つているのですか。

○政府委員(国宗正義君) 基本計画には、三つの事項を内容としていたしております。第一は、中部圏の開発の基本的な方針でございます。第二は、中部圏の開発の基本的な区域の指定に関する基本的事項でございます。第三は、根幹となるべき事業でございます。そこで示した二十二年と申しますのは、計画の目標年次といいたしまして、長期に目を置かなければならぬわけでございますので、おおむね二十年すなわち十八年、いまから数えまして昭和六十年、十八年目に当たるわけでございますが、十八年の長期を目標にいたしまして、さらに昭和五十年、十年後を中間目標にいたしまして、計画の基本的な方針並びに計画を作成する作業を進めておるわけでございます。十年、二十年におきまして五十年、六十年をとりましたわけは、他の国土総合開発事業、道路その他根幹となるべき事業の計画と平仄を合わせたわけでございます。

●松永忠二君 実は中部圏開発整備法が近畿圏とか、あるいは首都圏と違う一つの大きな特色というものは、基本計画を地方協議会が作成するところ、非常に大きな違いがあるわけなんです。実は非常に重要な問題は問題だと思つて、そういうふうな意味で、地方協議会の基本計画の作成にあたって、整備本部がやはりできるだけの協力をしていく必要があると思つて、そういう面での努力をしていく必要があると思つて、ね。そこで、一体地方協議会が基本計画を作成しているわけなんです、一体地方協議会の予算というものはどうして出しているんですか。

○政府委員(国宗正義君) 地方協議会につきましては、地方の各県の協議によって成立したところの法律上の公の機関でございますが、それらにつきましても国も関与するところ甚大なものがあるわけでございますが、元来、地方の関心がますます深まっておりますので、地方の経費をもつて運営していただいているわけでございます。もつとも交付金を交付される対象となります。県につきましても、交付税にそれらの事務費の

一般的な需要といたしまして計上せられるわけでございます。

●松永忠二君 一体、中部圏開発整備のための基本計画を策定するにあたって、地方協議会が一年に使う費用というものは一体どのくらいなのか、その中で財政的にいまいち交付税でめんどろを見ている金額は幾らになっているんですか。

○政府委員(国宗正義君) 本年度地方協議会が使用する金は約一千万と承っております。その一千万の分担につきましては、九県及び名古屋市の協議によって負担いたしておるわけでございます。

●松永忠二君 私の聞いているのはそんな金額ではないのです。七千万円……協議会の基本計画作成の段階で整備本部の計画策定に要する経費というのが、もう一つ私が聞いたのは、あなた、交付税で交付金をもらっているところは、めんどう見ているというお話を聞かれました。大臣、ちょっとこの点は私は意見があるわけなんです、首都圏や近畿圏はまん中中で案をこしらえる、基本計画をつくるわけですね。ところが、中部圏の場合には、地方協議会がつくって作成したものを、中部圏開発整備長官に提出をする、それで基本計画は、この案に基づいて作成をするということになっているわけなんです。したがって、地方協議会というものがつくる案が、つまり基準、もとであって、それに基づいてつくる、しかも特別の意見で著しい相違があった場合には、関係の県の意見を聞くものとするということで、相当地方協議会がつくる基本計画が、従来のように上でつくった計画でなしに、地方の協議に基づいて実情に即した計画をつくるということ、これをいまつくっている段階、ところが、地方協議会の費用というやつは、一文も国は出さないわけですね。まあお話しのように、整備本部ができていて、整備本部の調査は、将来整備本部がつくるものについての調査費を予算計上しているわけなんです。そうなつてくると、やはりこれは国自身が中部圏開発整備を行なうわけなんです。それを地方

が、とにかく協議会としてその基本的な案をつくるというので、もつと予算的な措置をしてやるのがあたりまえじゃないか、お前らが協議してやらががつくるのだから、お前らが金を持ち寄つてやればいいんだという考え方は、私はおかしいと思ふのです。相当な費用は実は持ち寄つて使っているわけなんです、こういうふうな点について、もつと国が地方協議会に対して財政的なめんどろというふうなものも見なきゃだめじゃないか。地方協議会が基本計画をつくるにあたって、調査をする調査費、こういう費用だつて一文も見ないわけですね。こつちで、中部圏で持つて一文も見ないわけですね。自分の整備の計画を自分がつくるわけですからね。それに基づく、地方の出したものに基づいてつくるのときに参考にしなきゃだめじゃない調査の費用というものを、国のほうでは七千万円予算計上しているわけですね。地方協議会が基本計画をつくり、調査費も何もめんどうを見ない、もちろん地方協議会自身の運営費とか、そういう点も全然めんどうを見ない。地方が全部持ち寄つて負担をさせるという考え方は、少し私は理解ができないのですが、こういう点はどうなんでしょうかね。

○国務大臣(西村英一君) 私は非常にけっこうだと思つて、これが近畿圏、それから首都圏と中部圏が非常に違うところなんです。それをいま聞いて、金が七千万円かかっているというところで相当びっくりしたのですが、相当負担がかかっていると思つて、これについては、考えるといいたして、中部圏が非常に活発な動きがでているというの、やはり土地から盛り上がりつつあるのです。近畿圏のようなのは、もうさつぱりから、国が手を出してやるので、地区的にもあまりまともっていないのです、正直なことを言ひまして、首都圏の各地方公共団体、県は、それに比べて中部圏は非常に地区の方々が熱心です。したがって、これは地方協議会がほんとうに自主的にやつておることなんです、いまおっしゃつたよ

うに一文も補助がないじゃないかという責めは受けますけれども、非常にやり方がほんとうに地についたやり方で、私は中部圏のやり方非常に喜んでるわけですよ。それだからこそ、非常に今後の発達を期して待つべきものがあるんじゃないか。近畿圏にいたしましても、首都圏にいたしましても、にっちもさっちもいかぬから国が手を出したというような形で、そのわりにその地区の人は熱心じゃないと言ったら悪いけれども、まあ中部圏のほうがもっと根をおろしているわけじゃないですか、私は必ずしもその地方協議会の制度は悪いとは思いません。ただし、費用が今後要することになれば、助成というものは考えていきたいと思えます。何さま発達の歴史もおそろいからそういうことになっていっていると思いますが、行き方としては、地方計画としては根がおりた行き方だと、かように考えておる次第でございます。

○松永忠二君 それは地方協議会が案をつくって、それから中央でそれをもとにしてつくるといふ考え方、そういうやり方というものは、私は大臣と同じ賛成なんです。しかし、これだけ中部圏に集まった各県が独自に人を出して集まって、そして案をつくるわけなんです。基本計画が、はたして各県の要求が調整できるかどうかという点について、この基本計画がどんなものかできてくるかどうかというところは、なかなかそう野放しに樂觀ばかりはできないわけですね。それからまた、各県が持っている独自の調査というものよりもなお広い、広範囲の別角度の調査が必要だから、国も七千万円の予算を計上しているわけですね。地方が持っている資料で事足りるならば、何も中央が七千万円の調査費を必要としないと思うのですよ。地方の基本計画に基づいて中央がつくるんでさえも、七千万の調査費が必要であるわけですよ。したがって、地方協議会がそのまたもの基本計画をつくるにあたって、その費用をみんな地方で持ち寄りやることは、非常にけっこうなことだという手放しな言い方は、私はできないと思うのですよ。中央が地方の出した基本計画に基

づいてやるという、それでさえ調査費を相当使っているのに、関係府県が集まってくる協議会へ持ち寄った調査と、持ち寄った費用で、それでやるから非常にけっこうだとばかりは言えない。そういう意欲的なものをますます盛んにさせるためにも、もっとやはり予算的な措置を考えてやった方がいいんじゃないか。極端なことを言えば、こういう基本計画をつくるときには、整備本部なんかまん中にいないでもいいんじゃないか。半分以上地方に行つて基本計画をつくる仕事をやったらどうか、そういうことさえわれわれは考えるわけなんです。まん中に何もそんなにいないことないじゃないか。基本計画を地方でつくるのだから地方へ半分くらい行つていただろうだ、そうして地方の協議会の基本計画がいろいろのものがつくられるように協力してやったらどうか、そう簡単に大臣の言うように野放しでそれだいいというのでは、せっかく自発的に起こったこういう構想を、なおよりよくいものにするための地方への協力があつてこそ、私は地方協議会がますます自主性を発揮することができると思うのです。これは大臣が野放しにけっこうだと、構想はけっこうだとしても、その構想に基づいて現在活動している状態から言うのは、もっとやはり国の協力のしかたというものは、人の配置の面からいって、予算の面からいって、現状でいいとばかりは私は言えないと思うのですよ。再度、もう一度大臣から御答弁を聞かしてください。

○国務大臣(西村英一君) まあ法律も昨年できたばかりでございますので、ようやく緒についたのでございます。したがって、よくよく本部の人的な問題、あるいは本部の仕事のやり方の問題、地方協議会の連絡協同の問題、それに助成する問題等は、将来に向かつて考えていきたい。どちらにいたしましても地方の方々が非常に協力的であるというところは、他の二つの圏に対して著しい特徴でございますから、政府におきまして、それに十分おこたえするだけのことは考えてみたい、かように思っております。

○松永忠二君 なお大臣も御承知だと思ふのですが、中部開発センターというものを自主的につくっておるわけですね。これの予算も四十二年四千五百二十万、これを計上しているわけですね、自主的に。そういうふうにとにかく地方が独自に努力をしているわけですから、もっと私は人的にも予算的にも、いま大事な基本計画の作成の段階の協力のしかたというものを、もう少しやはり御研究をいただきたいというようにことを考えるわけですよ。

それで、この中部圏開発整備法の関連法律ですね、次長のほうにお聞きしますがね、関連法律はここに出てきている中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律は、まだ幾つ法律を考えているのか、それは大体いつごろ一体提案をするという運びになるのか、これをひとつ伺ひしておきたい。

○政府委員(国宗正義君) 基本法のほかに、今回御審議を願っておりますところの中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律で、おおむね基本的なものは終わりでございまして、現に議題になっておりますところの近畿圏の保全区域の整備に関する法律案と同趣旨のもので、若干首都圏、近畿圏と中部圏の特色を發揮したところの保全区域に関する法律も、次の通常国会以後におきまして予算の裏づけを待ちまして考えなければならぬという点が一点でございまして、第二点は、財政援助に関する法律でございまして、これにつきましては大蔵省、自治省とたび重なる折衝を必要といたしますが、首都圏、近畿圏におきましては、近郊整備地帯等における整備に関する事業について特別の財政援助の規定を持っておりますので、これまた次の予算のときにおける審議を待たなければなりません。その結論を得ますれば、財政の援助措置に関する法律が必要と考えております。さらに若干専門的、こまかく相なりますが、この法律は一般的には、実施は都市計画法に基づいて実施される

ところが多いわけでございますが、工業団地の造成事業につきましては、他の首都圏、近畿圏等に整備されております法律がありますが、私のほうにも、将来工業団地の造成を都市の計画、住宅等との関連におきまして、総合的な事業法規としての立法が必要かと考えられるわけでございまして、以上三つの法律がとりあえず将来予想されるものでございまして。

○松永忠二君 そうい法律が全部完備される時期は、いつごろだというふうに考えておられるのですか。

○政府委員(国宗正義君) これは予算を伴うものもございしますが、できますものは、次の通常国会に了承を得た上で提出をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○松永忠二君 いますでに話が出ましたように、中部圏の地方協議会というのがあるわけですね。この地方協議会の、たとえば整備区域をつくるにも、開発区域にも、保全区域にも意見を聞くということがあるわけですね。だから他の首都圏、近畿圏とは一つ入っているやうがあるわけですね、協議会。これがまた特色でもあるし、同時に段階的には一つ多いということにもなるわけですね。こういう意味で、私たちが一番心配しているのは、ほかの首都圏、近畿圏のようにスピードにいくかどうか、整備がそういうものとの調整とか何とかいうことで、非常にスピードがおくれ、せぬかという心配を持っているわけなんです。現状における整備の状況というものは首都圏、近畿圏と比べて順調にいつているのですか。それともやや少しくおくれおるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(国宗正義君) 首都圏、近畿圏に比べて、基本計画作成過程はいまのところ決しておくれれておりませんで、むしろ進んでおるところでございまして。基本計画の作成につきましては、地方協議会の調査審議を経て九県、関係県が持つてくるわけでございしますが、それらが足かせ、手かせになるのではなくて、むしろ力強い推進力になっておると、私も考えるわけでござい

す。

○松永忠二君 お話もありましたように、全部法律が完備をしなければ、それができないことには予算は執行ができないというわけじゃなくて、こういう段階でも、それぞれ関連した事業の予算の要求というものはあるわけですが、要望という点もあるわけなんです、この点について関連した最も重要な事項として、本年度予算において前進を見ているというものは、具体的にどういうものがあるのですか。

○政府委員(国宗正義君) まず計画につきましては、いま申し上げました三つの法律ができません、計画には何ら手待ちと申しますか、支障はございません。むしろこの法律を、いま御審議を願っておりますが、成立をさせていただくことによりまして、地方協議会は将来都市整備区域、開発区域、保全区域の計画の内容とその手続を法律でもって正確に処置した上で、手待ちなく順序よく計画の作成作業は進んでおります。なお予算につきましては、基本計画、建設計画、事業計画ができましたから確定するわけではございませんが、現に昨年七月の九県議会議決を以て議決せられ、さらに本年になりまして地方協議会に各県から共同して提案いたしました中部圏開発整備の基本的な事業十八項目というものを提出して、政府の関係各省にその実現の推進方をかけておるところでございます。具体的には申せば主として交通関係でございます。昭和四十二年度中に中部圏開発整備の要望事項といたしまして、先ほど長官から説明のございました日本海と太平洋を結びます東海北陸自動車道の建設事業の促進をはじめといたしまして道路、鉄道、港湾等に関する具体の十八項目の推進をはかっております。

○松永忠二君 私が聞きたいのは、その個々の要望事項に基づいて中部圏開発整備法ができたために、とにかく飛躍的というのか、前進をしたという予算の項目は何なのかということをお聞きをされているわけですか。

○政府委員(国宗正義君) 十八項目にわたります

予算の各項目につきましては、それぞれ金額及び総額さらに促進の方法等を記載いたしておりますが、これらにつきましては、もし中部圏の法律がなければどのようになり、もしなければこれよりも少なかったか多かったかということにつきましては、正確には比較できないわけでございますが、私どもの大ざっぱな判断を持ちますれば、特に日本海と太平洋を結びますところの東海北陸自動車道あるいは高山線の複線電化等、及び幹線交通を担ういたしますところの道路、鉄道それから港湾それぞれ健全な伸びを進めております。それらの金額につきましては、必ずしも同じ項目で同じように調べ上げては、金額を個々に列記するわけにはまいりませんが、全般的には、力強い促進がはかられておると考えております。

○松永忠二君 大臣にいまの点ですがね、私はいま質問もしたように、この法律以外にまだ三つばかり法律を考えているわけですね。そうしてしかも、その法律ができたからといってすぐ実施計画ができるのじゃなくて、またそれがいろいろの段階を追って計画ができる、計画ができてから予算がつくということになるわけですが、完全に言えれば、しかし、すでに中部圏の整備をする以上、特別話のあった鉄道、交通とかそういうふうな面でも非常に重要な地域である。そういうような面での地域の開発整備をはかるのには、どうしてもこの路線というものは、非常に重要な路線だといふものがあると思うのです。いま出てきたように東海北陸自動車道なんというものは、何が何でもうしても早くつくりたいというふうなことで出てきているし、あるいは第二東海道というふうな話もありまして、あるいはまた名阪国道をバイパスもできる機会に大阪までずっとつながっていくという、こういうような事業あるいは名古屋の環境線の問題などもあるわけですね。こういう問題は、法律が完備をしなければ予算がつかないという段階ではないので、特に中部圏の整備開発をやるという以上は、やはりこういう作成段階の中でこの項目は非常に重要な、そういうものについては特

にめんどろを見ていくようなことが行なわれて、なるほど整備本部のほうでも従来の予算のつき方と格段にやはり伸びが出てきているというふうなことを見せてもらわないと、やはりこの効果をしっかりとるわけにいかないわけなんです。こういう点について、特にひとつ大臣も要望項目の中で重要と思われるような問題については、従前よりもやはり格段の整備についての努力をしていただきたい。そういうことが結果的には法律をつくった趣旨にも合致をするわけなんです、こういう点についてぜひ要望したいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(西村英一君) 法律が全部整わなければできないものではございません。すでにもうその根幹になる法律はあるのでございますから、あとは必要によつてその基本的な法律の中の必要があれば、他の法律をもつてこれこれということなんです。それから、これからできる法律もさることながら、現在の状態でできるものはたくさんあるわけでございます。しかし、私が考えましたところ、皆さん方の努力で中部圏の法律ができましたために、何と申しますか、東海北陸自動車道というものも、だれが考えてもやらなければならぬじゃないかという了解にまでこぎついたのでございまして、それでなければ、なかなかその了解まであの線について特にこぎつけるというふうなことは私にはなかったのじゃないか。横断道路というものは他にもたくさんあります。他にも中国のほうにもあります。九州のほうにもあります。いろいろあります。いまやはり横断道路を考へるというところ、この中部圏の場合が重要なものじゃないかというところは、この法律で相当クローズアップしたような考え方もあるわけでございます。のみならず、名古屋環状線に對して、名古屋市中でもって何といふんですか、先行投資をやつていきたいというふうなこともやはりこの法律で、しこうして、それが先行投資をやれば、東京のようにならば後手後手とやらぬで、相当なこれは都市交通に對して寄与すると思うので、いずれにいたしまして

も、まだ結局緒についたばかりでありまして、顯著にあげることはできませんけれども、非常に何と申しますか、高山線の複線、電化工事にいたしましたも、やはりやらなければならぬじゃないかというふうな機運を相当につくっておるのには、この法律のおかげだと、かように私は思う次第でございます。

○松永忠二君 それじゃ近畿圏について少しお尋ねいたします。近畿圏の整備法の成立した後の基本計画、整備区域建設計画、工業開発造成事業計画、都市開発区域建設計画、この計画は現在どんなところまで進捗しておるのですか。

○政府委員(上田稔君) 近畿圏におきまして、まず、近畿圏の基本整備計画でございますが、近畿圏ができましたのは昭和三十八年七月でございますが、基本計画ができましたのが昭和四十年五月十五日でございます。それから区域をいろいろきめた、区域といふのは、既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域、保全区域、そういうものをきめましたのが同じく四十年五月でございます。それから近郊整備区域並びに都市開発区域に対する建設計画は昭和四十二年二月二十日でございます。既成都市区域におきまして工場等の制限に関する法律、これは昭和三十九年七月でございます。これは既成都市区域につきまして、過密の状態になつておりますので、人口の増加を来たさないように、工場とか学校、たとえば千平米以上の工場または千五百平米以上の学校、そういうものが、そういうものををつくつております。それからこれが働き出したのが四十年の七月からというところでございます。それから団地につきまして法律でございますが、これは昭和三十九年のやはり七月でございます。

○松永忠二君 私の聞いているのは、法律に基づいて事業計画なり建設計画をつくれと書いてあるでしょう。法律で規定したものができたのは、いつできたかということをお聞きをされているのです。工業開発造成事業計画というものを法律でつくらなけ

ればできなくなっているのですが、それはできているのか、いつできたのか、それから都市開発区域建設計画というものを法律でつくることになっている。これは一体いつできたのか、そういうことを聞いています。

○政府委員(上田稔君) 先ほど申し上げましたが、近畿圏の基本整備計画は昭和四十年五月十五日でございます。近畿圏の近郊整備区域並びに都市開発区域の建設計画は昭和四十二年二月二十日でございます。

○松永忠二君 それと同じ時期にできたわけですね。これは相当早いのですか。相当やはり計画としては順調にいったりやはいくらかかるのですか。

○政府委員(上田稔君) まず、近畿圏の基本計画でございますが、これにつきましては、やはりいろいろ問題点のあるところがございます。たとえば水の問題、これにつきましては、調査もいままです十分できていないような点もありましたので、そういうことにつきまして、上水道計画というようなものはまだ基本計画からおくれております。そういうような点はございます。しかしながら、その他の交通とかその他のものについての重要な問題については、その四十年の五月十五日にきめたわけでございます。建設計画はそれから二年おくれてつくれたわけでございます。この考え方は、それで首都圏とどうなっているかというところでございますが、首都圏のほうにおきましては、まず、いままでの考え方が東京都だけの周辺を考へて、まず区域をおつくりになって、そしてそれに市街地開発区域というふうなものをその周辺に考へて計画をおつくりになったのでございますが、これがいまのところ近畿圏のような区域にまたお考えを交えてやっておられますので、首都圏のほうは、基本整備計画はまだ全部にわたってのものでございなかっただけじゃないかというふうに考へております。

○松永忠二君 そこで、今度出される法律の中に、出てきているこの近郊緑地の保全区域の指定、この

の予定地の坪数というものは、大体どのくらい予定せられていたのか。それからもう一つ、緑地の特別保全地区の指定、その中の特に重要なところについて指定をする、これについては一体どのくらいの坪数を考へておられるのか、そういうことをちょっとお聞きしたい。

○政府委員(上田稔君) 近畿圏の保全区域は、先ほど申し上げましたように、昭和四十年五月に指定をいたしております。それで全体でどのくらいの面積かということでございますが、近畿圏の全体の面積は大体三百七十万ヘクタール、日本の十分の一ぐらいでございますが、これに對しまして保全区域はそれの二・三%、すなわち四十六万ヘクタールでございます。そのうちで近郊緑地保全区域として考へておりますのは、そのやうにまた一五%ぐらいでございます。十七万ヘクタールぐらゐのものを考へております。それからその中で今度は特別保全区域というものが出てくるわけでございます。

○松永忠二君 今度法律をこしらえて、そしてこの土地の買入れを予定をしている、そういう予算的な措置というものは、どのくらい持っているのですか。

○政府委員(上田稔君) 現在のところ、本年度におきまして、昭和四十二年度におきましては、国費において二億、事業費において三億でございます。

○松永忠二君 何かお話を聞くと、これについては特に何か今度の災害等に関係した地域等を予定されているような話を聞いているわけですが、この点はどんなふうな内容ですか。

○政府委員(上田稔君) この特別保全区域でございますが、この区域を現在六甲山並びに大阪の北摂の連山、それから大阪並びに奈良にまたがります金剛生駒地帯、それから和泉、葛城の地帯それからもう一つは矢田、斑鳩の地域、このような地域を一応想定をいたしております。その中で六甲山の地帯、これは先日非常な集中豪雨にあいまして、この宅地造成がだんだんと山の上にながって

きて、その宅地造成が非常に害をなしたというところでございますが、このそういう急傾斜になった地帯、現在は大部分は緑の地帯になっておりますが、そういう樹林地帯を守つていこう、そういう樹林地帯に對して許可制度にして守つていきたい、こういうことでございます。

○松永忠二君 まとめてそれじゃひとつ言つてください。いま言つた予算措置で買える坪数はどれくらいになつていくのか。それから、補助率は首都圏のときと同じような補助率になつていくのか。それから、なおその施設の整備促進、それから資金のあつせんというふうなことがあるけれども、この資金あつせんとかそういうふうな問題については、どういう具体的な方法をもつて資金あつせんをするのか、それから、最後にもう一つ、万博との関係について何か積極的なものがあるのかないのか、この点をひとつまとめてお話をいただきたい。

○政府委員(上田稔君) まず第一点の買入れの面積でございますが、場所によりましてだいぶ値段が變つておりますが、十ヘクタールぐらゐなもの考へております。

それから、第二点の補助率につきましては、首都圏の緑地の予算と同じく三分の二の国庫補助でございます。

それから、第三点の資金のあつせんというのは十八条にございまして、これはこの保全区域といふものは、ずっと近畿圏一円にまたがっておりますわけでございますが、そのまたがっております、いま申しております近郊緑地ももちろん込めましてですが、全体に對する整備計画というものを立てていくというのをこの法律で定めておりますが、その整備計画というものができまして、その整備計画にいろいろな施設計画が出てくるわけでございます。たとえば申しますと、この周辺のところは観光地といたしまして保全、開発する地域ということになつておりますが、そういう地域に對しまして、私も阪神間に、いま現在非常に過密な地帯、この地帯に住んでおる人たちが、これが非常

に公害を受けられ、あるいはまた生活上非常に暗い状態になつておる。そういうことから、どうしても将来は緑を求めて外へ出ていかれるだろう。現在においては、たとえば琵琶湖の周辺におきましては、週末におきまして、自動車にして一万台というふうな自動車でレクリエーションを求めて出ていっております。これが自動車の普及と、将来収入がふえることと、それから週末の何といふますか、時間が長くなるというふうなことから、そういうレクリエーション、郊外へレクリエーションを求めてくるだろう。そういうものに対する計画を周辺の緑地地帯といふますか、保全区域に考へていきたい。それがためには自動車の駐車場ももちろん考えなきゃいけないだろう、計画されるだろう。また、いろいろな民間施設というものも考えられるだろう、そういう民間施設に對して資金のあつせんをやつていただきたい。

○松永忠二君 具体的にどういふことを、金利とか、融資の場所とか、それはどこから……。

○政府委員(上田稔君) たとえて申しますと、これは私どもは開業銀行にお願ひをしたり、また中小企業金融公庫のほうにお願ひをして、そういうものの融資を入れたいたく。近畿圏のこの保全区域の整備計画に合つておるものであれば、そういうものに対しては、融資対象にしてもらうというふうなことを考へております。

○松永忠二君 万博は。

○政府委員(上田稔君) それから万博につきましては、これの関連事業というものが、やはり近畿圏の整備計画と非常に関連が深いございます。したがしまして、この万博の開催時において、近畿圏のいろいろな、道路であるとか、鉄道であるとか、その他の施設がどういふふうに住民の増加と、あるいは工業の状態と、そういうものから見てどうなるかというのを私どもは想定をいたしておりますので、それに万博の事業が加わるといふことになりまして、その加わつた状態においてどういふふうな状態になるだろうから、この道路を、あるいは鉄道を、あるいはまた下水をやつ

ていただかなければいけないことを想定をいたしまして、そうしてそういうものを担当のところと打ち合わせをやっておるわけでございます。

○松永忠二君 いま、一番最後の問題などについては、具体的にまだそのどこをどういふふうにするかという点については、もうすでに具体的に協議をして進めていると、こういう段階なんですか。

○政府委員(上田稔君) 私どものはうでは、そういう案をいろいろつくりまして、具体的に進めております。

○松永忠二君 じゃあ、これで。

○委員長(藤田進君) ちょっとお伺いしますが、近畿の場合は、保全区域は今日の七月災害で若干変更になるという意味ですか。

○政府委員(上田稔君) この六甲山につきましては、保全区域そのものはもう前に決定をいたしておりますので、変わっておりません。ただ、その中につくる、六甲山のところは、この法律におきます近郊緑地保全区域として設定をいたしたいと、こういうふうに考えております。その中に特別保全区域というものをつくるわけでございますが、これが買い上げの対象になるわけでございます。その六甲山に考えております区域は、六甲山の急斜面になっておる部分を考えておりますので、今度の災害でまさに原因をなした地域に該当をするわけでございます。

○委員長(藤田進君) ところが、この資料によると、二十五の区画になるんだ、保全区域は、そうでしょう。これは大体見取図的な図面ではあるが、しかし百万分の一ですか、これで見ると、かなり神戸よりも北の山の多いのは、町の神戸市家屋連綿区域周辺なんだ。そうすると、保全区域二十五番に当たるところよりもはなれて、神戸市街地近郊ということになるんだから、二十五番よりはかなり離れている、これは。

○政府委員(上田稔君) 御説明を申し上げます。この保全区域といふのは、近畿圏全体にまたがっておりますが、買い上げまでして守っていいこうと思っております区域は、ここで申し上げますと、六甲山の二十五の区域、それから二十二の金剛生駒の区域、それからその上の二十一の北摂連山区域、それから二十三の和泉、葛城の区域、それから二十七番の矢田、斑鳩区域、こういう区域で、いまこの規制都市区域——大阪並びに神戸を含んだ、京都も含んでおりますが、そういう区域に隣接をした区域のみを考えておるわけでございます。そのうちで特別保全区域といふのは、さらにはこの市街地に隣接をしておる急傾斜の地帯、そういうものを考えておるわけでございます。

○委員長(藤田進君) いや、ですからね、いかにも今度の水害の復旧並びに今後の保全については、六甲地区は保全区域で国が買い上げるというふうな誤解を受けている向きが、国会の中であまり多い。ですからいまの点をただしたわけですが、ですから、必ずしも市街地周辺の地すべり、山くずれがあつたところが保全区域に入るとは言えないわけですね。いま言われたのは、この地域は別として、六甲地域の二十五番、これは大きい地図を見ても、相当部分は市街地から離れている。それは従来の方針どおりで、その境界なり総体の面積なりが、今度の七月災害で変わるのかかわらないのかという点にかかると思う。既定方針どおりなのか、区域を拡大するのか、その点いかがですか。

○政府委員(上田稔君) 二十五番の六甲地域でございますが、この地域は、神戸市の連綿地域に接して、大体、区域がきめられておるわけでございます。その中で特別保全区域と申しまして、買い上げまでやって守ろう、許可制にしようという区域は、その連綿地域に接して定めるように考えておったわけでございます。しかしながら、今度の水害によって、ある程度、もっと山の頂上のはうに近いところまでそういうような影響があるいは

あらわれておるかと思うんです。そういう地域については、地元のほうとよく相談をいたしまして、もちろんこの区域はまだ決定しておるわけではございませんから、十分に御相談をしてきめていきたいと、こういうふうに考えております。

○委員長(藤田進君) そこが違うんで、家は連綿していて、散在している。一、二戸ずつはこれに入るとしても、神戸の市街地というものは、大体ある意味では、コンタクトラインに沿ったように家が建っているんです。牛が五十頭も死んだ、人も死んだという、そのズレというものは、連綿したところとはかなり下がついておる。図面を見ると、家屋がないところから、きわから上が保全区域になっておるんですよ。市街地を離れている。市街地の境界の部分に接したところが相当ある。あと半分は山の上ですから、今度くずれた地域は市街地には入らないということがあると思ふのです。それとも、今度入れるというのか。

○政府委員(上田稔君) 市街地は入れません。この市街地からはずれた山の傾斜の部分、この部分を盛んにいま土砂を取って、住宅地に変えようとしておるわけです。これ以上は、この急傾斜地はそういう宅造をさせないという考え方でございます。

○委員長(藤田進君) ちょっと西村長官に聞きますが、いまの保全区域については、その差異が出てくるとすれば、午前中の審議の過程に出た住宅地造成、これは俗にいう宅地造成で、ゴルフ場だろが、運動場だろが意味は同じですが、少なくとも自然に手を加える場合に、別の法律を必要とするということで議論をしたわけですね。午前中、規制を強化するとか、それと保全区域との関係はどうお考えでしょう。将来の問題も含めて、保全区域だけは新しく規制を強化しようとするものからはずすのかどうか。近畿圏と中部圏にはそういうものがある。あるいは首都圏にもそういうものがあるはずですね。つまり、午前中の審議で宅地造成等規制を強化しなければ、二十数府県指定

をしてあつても、現行法では十分その目的が達せられていないということ、もう少し規制を強化しよう、という方向で検討をするということになったわけですね。保全区域は今度買い上げるということ、手をつけさせない、こういう趣旨のいま答弁があつたわけですね。だとすれば、保全区域は一応、宅地等造成の規制強化の内容区域からははずすことになるのか、あるいは統合してしまふのか……。

○国務大臣(西村英一君) 買い取るというのは、保全区域全部を買い取るのではございませんで、保全区域の中にまた、近郊緑地区域があり、その近郊緑地区域の中のまた特別なところを買い取るというわけでございまして、それはいまの規制法との直接の関係はないわけでございます。しかし、目的とするところは、この法律の買い取るという趣旨の特別な地区は、やはりその近所はあくまでも緑地として守っていただきたい。それがどんな切られていく形になるかは、これはがけでなく、平地の緑地でも困るということでございます。たまたま六甲はがけであつて、しかも、そういうところは緑地として買い取って住宅を建てさせぬというのですが、一方の宅地等造成の規制というものは、やはりもっぱらがけあるいは急傾斜というところ、宅地を造成するのに不適当なところというものに規制を加えたのでございまして、究極の目的はとにかく、似たところは、あまりしても、全然同じことではないわけでござい

○委員長(藤田進君) 両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどまして、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会

七月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(予備審査のための付託は五月十五日)

一、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第二七八三号 昭和四十二年七月一日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町桜沢 木島利雄外五十一名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第二九〇九号 昭和四十二年七月三日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 山形県北村山郡大石田町大字大石田一ノ二〇五ノ一 山田富太郎外二百九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第二九一〇号 昭和四十二年七月三日受理

建設業法改悪反対に関する請願(二一通)

請願者 高知市比島町三三八ノ八 北条君子外二十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第二九一一号 昭和四十二年七月三日受理

建設業法改悪反対に関する請願(三十九通)

請願者 横浜磯子区森町七五六 伊藤三五郎外三十八名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第二九一二号 昭和四十二年七月三日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町大字東城浜栄町 山本朝雄外百四十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三〇六一号 昭和四十二年七月四日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 神戸市東灘区本庄町深江磯島町一御所浅雄外百七十六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三〇六二号 昭和四十二年七月四日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 徳島市鮎喰町二ノ五五ノ二 佐々木正外八十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三〇六三号 昭和四十二年七月四日受理

建設業法改悪反対に関する請願(二一通)

請願者 兵庫県洲本市由良町内田三〇二片岡茂也外六百四十名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三一三五号 昭和四十二年七月四日受理

建設業法改悪反対に関する請願(五通)

請願者 東京都世田谷区北沢五ノ四二ノ一四 米本義雄外四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三一三六号 昭和四十二年七月四日受理

建設業法改悪反対に関する請願(十四通)

請願者 福島市飯坂町湯野字千刈田 佐々木重治外百三十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三二〇〇号 昭和四十二年七月五日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 広島県福山市平城町五三九ノ六桑田一文外二百九十九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三二〇一号 昭和四十二年七月五日受理

建設業法改悪反対に関する請願(二一通)

請願者 山形県鶴岡市大東町一四ノ一八 高橋一雄外九十九名

紹介議員 渡辺 勤吉君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三二〇二号 昭和四十二年七月五日受理

建設業法改悪反対に関する請願(五通)

請願者 神奈川県大和市中央二ノ一四ノ九 持田喜好外五十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三二〇三号 昭和四十二年七月五日受理

建設業法改悪反対に関する請願(十一通)

請願者 静岡県島田市向島町二、九八〇 松村健一外百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三二〇四号 昭和四十二年七月五日受理

建設業法改悪反対に関する請願(二十通)

請願者 東京都杉並区下高井戸四ノ八八九 守屋重夫外十九名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三三四八号 昭和四十二年七月六日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市前田町三八 飯田年男外百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三三四九号 昭和四十二年七月六日受理

建設業法改悪反対に関する請願(五通)

請願者 山形県東田川郡余目町大字余目字沢田 今野亀太郎外四百九十三名

紹介議員 渡辺 勤吉君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三三五〇号 昭和四十二年七月六日受理

建設業法改悪反対に関する請願(二一通)

請願者 佐賀県佐賀郡大和町尼寺新道 岩松茂外百八十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三四二七号 昭和四十二年七月六日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市中原町一ノ一〇ノ一 広木謙雄外十八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三四二八号 昭和四十二年七月六日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 鳥取市相生町二ノ五〇一 西尾正一外四十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第三四二九号 昭和四十二年七月六日受理

建設業法改悪反対に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸町五ノ二七七 藤島教恵志外九十名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二三六一号と同じである。

第二四四九号 昭和四十二年六月二十九日受理

国鉄踏切道の立体交差に伴う費用の負担等に関する請願

請願者 滋賀県大津市長等町一二ノ二 島田顯明外二名

紹介議員 多田 省吾君
最近の交通事情にかんがみ、国鉄の改良(拡幅)工事に伴う踏切道の改修にあつては、主要地方道以上を立体交差化するよう、また、従来課せられていた道路管理者側の負担金は、交通安全施設費として国において負担されたい。なお、国鉄改良工事に付随して市町村の実施する関連事業については特別の起債わくを設定されたい。

第二四五〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
国鉄踏切道の立体交差化に伴う費用の負担等に関する請願
請願者 滋賀県大津市北大路一ノ八ノ二
七 初田清助外二名
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第二四四九号と同じである。

第二四五一号 昭和四十二年六月二十九日受理
国鉄踏切道の立体交差化に伴う費用の負担等に関する請願
請願者 滋賀県大津市大門通一一 平本晃
外二名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二四四九号と同じである。

第二四五六号 昭和四十二年六月二十九日受理
公営住宅入居者の所得基準引上げに関する請願(二通)
請願者 滋賀県大津市石山鳥居川町 三宅 鉄太郎外二名
紹介議員 中尾 辰義君

公営住宅法施行令による入居者資格としての収入基準は、第一種公営住宅については二万円をこえ三万六千円以下、第二種公営住宅については二万円以下となつてゐるが、これを、現在の経済状態に見合つた額に引き上げられたい。

理由

最近の諸物価の騰貴と市民の所得の伸びは著しいものがあるが、現行の収入基準額は昭和三十

年以來手直しされておらず、経済の現状に照らしてはなほ低いものであり、このため、特に第二種住宅に関しては応募者の資格が非常に制限されることとなる。

第三三七三号 昭和四十二年七月六日受理
公営住宅入居者の所得基準引上げに関する請願
請願者 滋賀県大津市尾花川町二八ノ二
北村弘外二名
紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第二四五六号と同じである。

第二九〇七号 昭和四十二年七月三日受理
建設業者の許可制、全面登録制反対等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市野村寺 岡安喜代治
外五百四十名
紹介議員 大橋 和孝君

全国建設業協会の提案に基づき中央建設業審議会及び建設省で検討されている建設業法改正案に反対し、左記の措置を講ずるよう要望する。
一、建設業者の許可制、全面登録制を実施しないこと。
二、建設業法第三条第一項の規定による軽微な工事の範囲を三百万円ないし五百万円に引き上げる。

三、業者団体の法制化、強制加入を行なわないこと。
四、中央建設業審議会に零細建築業者、職人代表を多数参加させること。
五、建築基準法、建築士法などいづかの法規により零細業者、職人の仕事を取上げないこと。

六、零細業者、職人に対して工事を保障すると同時に、金融をはじめいづかの援助を与えること。
七、国民のために低家賃公営住宅を大量に建設すること。

理由

この改正案の内容は、大中建設業者の利益をさらに拡大することを目的とし、その犠牲を零細業者や職人に負わせようとするものであつて、しかも、許可業者、登録業者でないといふ仕事がいづか

できない(元請)という点及び業者団体への強制加入は、憲法に違反するし、また、住宅建設を希望している勤労者一般国民に選択の自由を失わせることになる。

第二九〇八号 昭和四十二年七月三日受理
建設業法及び建築基準法改正案反対に関する請願
請願者 京都市右京区梅津森原町二四ノ二
一 相田一男外三百三十六名
紹介議員 大橋 和孝君

建設業法及び建築基準法の改正に反対し、左記事項の実現を要求する。
一、建設業法について。
1 五百万円までは軽微な工事として登録なしで仕事をできるようにすること。(現行業法は五十万円)
2 許可制・全面登録制・業者団体への強制加入を行なわないこと。
3 不合理な下請制度を是正し、小零細業者の保護育成を図ること。
4 建設労働者の労働条件(雇用安定・賃金・社会保障・技術技能訓練)について抜本的改善を図ること。

二、建築基準法の改正をしないこと。
理由
一、建設業法の改悪案は、建設業協会の要望を一方的にのべたもので、私たち建設労働者一人親方・小・零細業者の犠牲により、大中業者の市場独占利益擁護を図るものである。

二、現行の建築基準法は自民党政府の計画している近畿整備計画、都市開発法促進のために障害になるので、管理体制強化のためにこれを改悪しようとしているものである。

また、とくに市街地における木造の低層建築の制限又は禁止することが計画されており、この改

悪が実現すると市街地では木造建築はいつさいできなくなる。

第三一五三三号 昭和四十二年七月四日受理
駐車場整備事業促進に関する請願
請願者 東京都千代田区神田二ノ七ノ一四
社団法人日本駐車場工学研究会
長中村梅吉
紹介議員 山内 一郎君

駐車場整備事業促進のため、左記事項の実現を図られたい。
一、駐車場整備指定区内において、地方公共団体等が施行する公共駐車場に対しては補助金等を交付すること。
二、個々の建築物における駐車場施設の付置義務を共同化(例えば一街区或いは二個以上のビル等)することにより経済的かつ合理的な交通体系を確立すること。
三、都市再開発事業に際し、個々の付置義務のみならず将来駐車需要を勘案して駐車場施設を整備すること。
四、公共用地を駐車場施設として有効的に利用させること。また、一般公園、道路等の地下についても駐車場として占用させ、特に、一般都市公園の地盤高変更が弾力的に行なわれるようにすること。

理由
今日わが国における駐車場整備の遅滞は、都市交通の混乱を招き、都市機能の低下をきたしている。しかしながら、本来駐車場の整備は都市施設として優先視されながら、助成措置は乏しく、駐車場整備計画の合理的な方策がなされてないこと等により促進不可能な状況を呈している。

二七

昭和四十二年七月二十九日印刷

昭和四十二年七月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局